

第5期
秦野市地域福祉計画
(案)

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)



令和〇年(〇〇〇〇年)〇月

秦野市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	・・・ 1
1 計画策定の背景	・・・ 1
2 「地域共生社会」の実現に向けた国の取組み	・・・ 1
3 計画の位置付け	・・・ 3
4 計画の期間	・・・ 6
第2章 地域を取り巻く状況	・・・ 7
1 人口と世帯の状況	・・・ 7
2 年齢3区分別の人口割合の推移	・・・ 7
3 将来の年齢3区分別の人口割合の推移	・・・ 8
4 総人口に占める高齢者数・割合の推移	・・・ 8
5 要介護（要支援）認定者数の推移	・・・ 9
6 出生児の推移	・・・ 9
7 障害者数の推移	・・・ 10
8 ひとり親家庭等の推移	・・・ 10
9 生活保護受給世帯数・受給者数の推移	・・・ 11
10 成年後見制度の状況	・・・ 11
11 自治会加入状況	・・・ 13
12 ボランティア団体の状況	・・・ 13
13 財政状況	・・・ 14
14 地域福祉についての意識調査	・・・ 15
第3章 前計画の検証と課題	・・・ 20
1 これまでの取組み	・・・ 20
2 前計画の課題のまとめ	・・・ 22
3 計画策定に向けた課題整理	・・・ 23
第4章 秦野市の福祉が目指すもの	・・・ 24
1 基本理念	・・・ 24
2 基本目標	・・・ 25
3 施策の体系	・・・ 26

第5章 施策の推進 ～ みんなで取り組んでいくこと ～	．．． 28
1 包括的な支援の充実	
～ 安心して相談できる仕組みづくり ～	．．． 28
(1) 相談体制の充実	．．． 28
(2) 地域の相談支援機関への支援の充実	．．． 34
(3) 包括的な相談支援体制の強化	．．． 36
(4) 権利擁護支援体制の強化	．．． 39
(5) 安心な福祉サービスの提供	．．． 45
2 地域共生社会の実現に向けた地域力の強化	
～ 共に支えあう地域づくり ～	．．． 50
(1) 地域共生社会の啓発	．．． 50
(2) 社会参加・交流の促進	．．． 54
(3) 地域福祉を担う人材の育成	．．． 62
(4) 地域における見守りの推進	．．． 65
(5) 防災・減災に向けた取組みの強化	．．． 70
(6) 社会福祉法人等による公益的活動の促進	．．． 72
第6章 計画の推進体制	．．． 74
1 施策の推進体制	．．． 74
2 重層的支援体制整備事業	．．． 75
(1) 取組内容	．．． 75
(2) 包括的に支援する体制	．．． 77
(3) 重層的支援体制整備事業として一体的に取り組む事業	．．． 80
3 社会福祉協議会との連携	．．． 86
4 市民・地域団体・サービス事業者との連携	．．． 87
5 進行管理	．．． 88
資料編	．．． 89
1 計画の策定経過	．．． 89
2 計画策定の体制	．．． 90

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 社会構造の変化に伴う福祉ニーズの多様化

人口減少や少子高齢化が進行し、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加し、高齢者、障害を抱える人、それを支える人を取り巻く環境など、福祉ニーズは多様化しています。

(2) 地域生活課題の複合化・複雑化

8050問題や孤独・孤立、生活困窮など、複合的な地域生活課題が増加し、これまでの仕組みだけでは対応が困難な地域生活課題が生じています。また、市民が日常生活の中で抱える課題は複雑化しています。

(3) 地域のつながりの希薄化

生活基盤や生活スタイルの変化により価値観が多様化し、年々地域の人と人とのつながりが希薄化しています。自治会に加入する世帯が低下し、民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手が不足し、これまでであれば地域社会の様々な場面で自然と行われていた支えあいの基盤が弱まり、地域で孤立する人や支援を必要とする人に気づきにくい環境となっています。これまでの制度や支援体制だけでは困難な状況が顕在化しています。

2 「地域共生社会」の実現に向けた国の取組み

(1) 「地域共生社会」の実現

「地域共生社会」とは、平成28年(2016年)6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、「子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会」のこととされています。制度・分野ごとの縦割りを「丸ごと」へ転換し、支える側、支えられる側という枠を超えて互いに循環し、誰もが役割と生きがいを持ち、人と人、人と資源とがつながり、互いに支えあいながら暮らしていける地域を共に創っていく社会を目指しています。

(2) 社会福祉法の改正

平成29年(2017年)6月に改正された社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する主体や解決すべき事項の範囲について明確化されました。

まず、地域福祉を推進する主体として、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉事業を行う者の第三者を「地域住民等」と規定し、一人ひとりの市民も市内で社会福祉事業を行う団体も、地域福祉を主体的に推進する一員であるとしています。(第4条第1項)

また、地域福祉の推進に当たって、「地域生活課題」を、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護・介護予防、保健医療、住まい、就労、教育という広範囲に及ぶ課題としています。(第4条第2項)

社会福祉に関する活動を行う者に対しては、サービス利用者からの相談を通じて地域生活課題を把握したときは、「支援機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない」としており、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援を行うための「つなぐ役割」が求められています。(第106条の2)

さらに、地域住民等と支援を行う関係機関の相互協力が円滑に行われ、必要な支援が包括的に提供される体制を整備するよう、市に具体的な役割が求められています。(第106条の3)

その後、令和2年(2020年)6月には、市町村の相談体制をさらに強化するため、社会福祉法等の一括改正がされ、「断らない相談」では、関係機関との協働により、属性や年齢を問わずに相談を受け止め、「参加支援」では、就労、学習など、多様な形の社会参加を促し、「地域づくり」では参加のきっかけづくりから交流までを一体的に実施することが求められています。包括的な相談体制に加えて、制度の狭間で孤立した人や家庭を把握し、専門職等が継続して伴走支援することが重視されています。

(3) 権利擁護支援体制の強化

地域共生社会の実現には、全ての人の基本的人権が尊重され、誰もが安心して暮らし続けられる環境を整えることが重要です。

とりわけ超高齢社会においては、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利を擁護し、日常生活や財産管理を社会全体で支えあっていくことが喫緊

の課題となっています。

国では、全国どの地域に住んでいても、必要な人が制度を利用できる体制整備を進めるため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年(2016 年)5 月施行)」を制定し、市町村は国の基本計画を勘案し、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めるとしました。

また、「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年(2022 年)3 月閣議決定)」を策定し、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けたうえで、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策を一層充実し、成年後見制度利用促進の取組みをさらに進めていくこととしています。

3 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、国における動向等を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する法律第 14 条の 1 に基づく、市としての「成年後見制度利用促進基本計画」、社会福祉法第 106 条の 5 に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「地方再犯防止推進計画」を含めた計画として策定します。

(2) 他計画との関係性

社会福祉法第 107 条では、地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むこととされています。

「秦野市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の個別計画を総括する計画として本計画を位置付け、施策を総合的かつ効果的に推進します。

秦野市総合計画

<都市像> 「水とみどりに生まれ

誰もが輝く 暮らしよい都市」

<第1編 基本目標> 「誰もが健康で共に支えあう まちづくり」

個別計画

秦野市地域福祉計画

<基本理念>

「地域で共に支えあい全ての市民が
自分らしく安心して暮らせるはだの」

- ・成年後見制度利用促進基本計画
- ・重層的支援体制整備事業実施計画
- ・地方再犯防止推進計画

連携

関連計画

- ・秦野市健康増進計画（健康はだの21）
 - ・秦野市自殺対策計画（「生きる」を支えるはだのこころの健康プラン）
 - ・秦野市人権施策推進指針
 - ・秦野市生涯学習推進計画
 - ・はだの男女共同参画プラン
- 等

連携

秦野市こども計画

はだの障害福祉推進プラン

秦野市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

(3) SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）^(※) の理念に対応するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本目標	施策の方向性	主なSDGs
1 包括的な支援の充実 ～安心して相談できる仕組みづくり～	(1) 相談体制の充実	1.3.11
	(2) 地域の相談支援機関への支援の充実	1.3.11.17
	(3) 包括的な相談支援体制の強化	1.2.3.10.11.17
	(4) 権利擁護支援体制の強化	3.5.10.11.16
	(5) 安心な福祉サービスの提供	1.3.10.11
2 地域共生社会の実現に向けた地域力の強化 ～共に支えあう地域づくり～	(1) 地域共生社会の啓発	1.3.5.10.11
	(2) 社会参加・交流の促進	3.11.17
	(3) 地域福祉を担う人材の育成	3.8.11
	(4) 地域における見守りの推進	3.10.11.16.17
	(5) 防災・減災に向けた取組みの強化	3.11.17
	(6) 社会福祉法人等による公益的活動の促進	1.3.11

※ SDGs・・・Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称のことで、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットで構成する世界共通の目標

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5か年とします。

年度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
秦野市総合計画	→		はだの2030プラン 後期基本計画(5年)				
秦野市地域福祉計画	→		第5期(5年)				
秦野市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期(3年)						
はだの障害者福祉推進プラン	→	第6期(5年)					
秦野市子ども計画 (旧 秦野市子ども・子育て支 援事業計画)	→	第3期(5年)					
秦野市健康増進計画 (健康はだの21)	第5期(5年)						
秦野市自殺対策計画 (「生きる」を支えるはだのこ ころの健康プラン)	第2期(5年)						
秦野市人権施策推進指針	令和4年4月改定						
秦野市生涯学習推進計画	→		令和8年改定(5年)				
はだの男女共同参画プラン	→		第5期(5年)				
秦野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画	→		第6期(5年)				

第2章 地域を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

(単位：人)

年	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)
総人口	168,317	170,145	167,378	162,439	160,537
世帯数	65,607	69,373	69,778	70,478	73,656
世帯人員	2.57	2.45	2.40	2.30	2.18

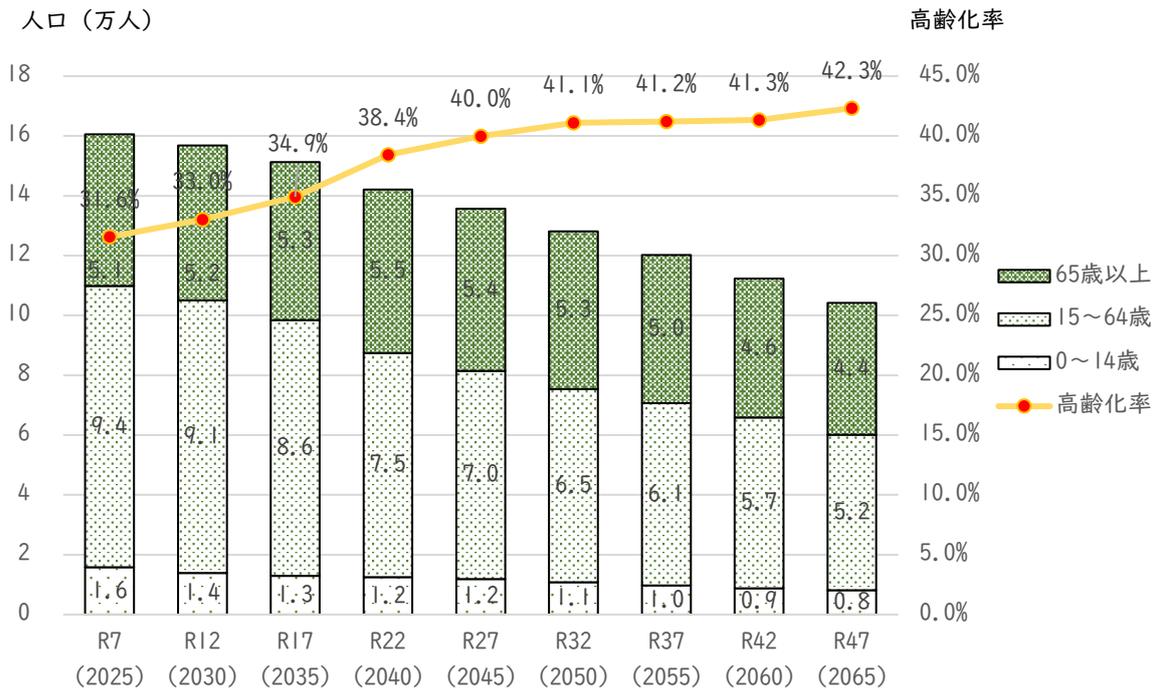
※ 令和2年(2020年)までは国勢調査(総務省、10月1日調査時点)、令和7年(2025年)は、令和7年1月1日時点の推計人口(割合は年齢不詳分を除く。)なお、総人口は年齢不詳分を除いたものであるため、内訳の合計と一致しない。

2 年齢3区分別の人口割合の推移

年	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)
総人口(人)	168,317	170,145	167,378	164,961	160,537
年少人口の割合 (0~14歳)	13.1%	12.6%	11.9%	11.0%	9.7%
生産年齢人口の割合 (15~64歳)	71.1%	67.0%	61.1%	57.4	57.5%
老年人口の割合 (65歳以上)	15.8%	20.4%	26.1%	29.9%	31.0%
【参考】後期高齢者 (75歳以上)の割合	6.5%	8.3%	10.7%	14.3%	18.0%

※ 令和2年(2020年)までは国勢調査(総務省、10月1日調査時点)、令和7年(2025年)は、令和7年1月1日時点の推計人口(割合は年齢不詳分を除く。)なお、総人口は年齢不詳分を除いたものであるため、内訳の合計と一致しない。

3 将来の年齢3区分別の人口割合の推移



出典：秦野市政策人口（各年1月1日現在）

4 総人口に占める高齢者数・割合の推移

(単位:人)

年	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
総人口	160,475	160,012	159,688	159,314	158,692
【参考】年少人口 (0~14歳)	18,094	17,643	17,095	16,550	15,936
【参考】生産年齢人口 (15~64歳)	93,746	93,124	93,051	93,046	92,805
老年人口 (65歳以上)	48,635	49,245	49,542	49,718	49,951
高齢化率(総人口に占める65歳 以上の人口の割合)	30.3%	30.8%	31.0%	31.2%	31.5%
前期高齢者 (65~74歳)	25,466	25,444	24,220	22,872	21,557
後期高齢者 (75歳以上)	23,169	23,801	25,322	26,846	28,394

※ 住民基本台帳（各年度9月末日現在）

※ 令和6年(2024年)10月1日時点の全国高齢化率は29.3%

5 要介護(要支援)認定者数の推移

(単位:人)

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
認定者総数	7,054	7,312	7,538	7,662	7,869
要支援1	520	594	628	658	716
要支援2	678	776	812	930	1,000
要介護1	1,421	1,371	1,343	1,341	1,397
要介護2	1,568	1,635	1,676	1,689	1,681
要介護3	1,165	1,195	1,209	1,196	1,234
要介護4	990	1,048	1,143	1,114	1,173
要介護5	712	693	727	734	668

出典：厚生労働省 介護保険事業状況報告月報（暫定版）（各年10月1日現在）

※ 要介護（要支援）認定とは、介護保険サービス利用希望者が介護の必要な状態であるか、また、どれくらい介護を必要としているかを介護認定審査会が審査判定し、各市町村が認定すること。予防的な支援が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けられる。要介護5が最も介護が必要な状態。

6 出生数の推移

(単位:人)

年	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
出生児数	836	780	739	690	647

出典：統計はだの（各年12月末日現在）

7 障害者数の推移

(単位:人)

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
身体障害者	5,030	5,068	4,992	5,015	5,018
知的障害者	1,554	1,626	1,764	1,826	1,893
精神障害者	1,572	1,607	1,747	1,890	1,989
自立支援医療 支給認定者	2,884	3,301	3,094	3,274	3,381

出典:はだの障害福祉推進プラン(各年度3月末日現在)

※ 身体障害者とは身体障害者手帳を所持する方、知的障害者とは療育手帳を所持する方、精神障害者とは精神障害者保健福祉手帳を所持する方

※ 自立支援とは、精神障害を持ち、入院によらない精神医療(通院医療)を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けられることができる制度

8 ひとり親家庭等の推移

(単位:人)

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
母子家庭	1,799	1,788	1,802	1,812	1,847
父子家庭	135	132	139	141	133
養育者家庭	45	49	48	48	50
合計	1,979	1,969	1,989	2,001	2,030

※ こども政策課把握数(各年度4月1日現在)

9 生活保護受給世帯数・受給者数の推移

(単位 上段:世帯、下段:人)

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
生活保護 受給世帯	1,528	1,553	1,609	1,661	1,697
生活保護 受給者	1,879	1,885	1,944	1,978	2,033

出典:主要な施策の成果報告書(各年度3月末日現在)

10 成年後見制度の状況

(1) 成年後見制度利用者数

(単位:人)

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
成年後見	325	334	342	346	343
保佐	64	68	71	70	75
補助	11	11	12	15	15
任意後見	12	11	8	7	7
合計	412	424	433	438	440

出典:横浜家庭裁判所資料

- 1 成年後見制度の利用者(以下「利用者」という。)とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 2 本資料は、令和6年(2024年)12月末日時点で横浜家庭裁判所(管内支部を含む。以下同じ。)が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 3 2の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の

家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。

なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。

- 4 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

(2) 65歳以上及び65歳未満の成年後見制度利用者数 (単位：人)

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
65歳以上	208	200	200	197	193
65歳未満	204	224	233	241	247
合計	412	424	433	438	440

出典：横浜家庭裁判所資料

- 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 本資料は、令和6年(2024年)12月末日時点で横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ。）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 2の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。
 なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。
- 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

11 自治会加入状況

(単位:人)

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
総世帯数	72,377	72,758	71,431	72,359	72,991
加入世帯数	44,147	43,504	42,917	41,266	40,248
自治会数	240	240	240	239	237
加入率	61.0%	59.8%	60.1%	57.0%	55.1%

出典：秦野市自治会長名簿（各年度4月1日現在）

12 ボランティア団体の状況

(単位:グループ・人)

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
グループ登録数	108	109	107	103	98
グループ登録者数	4,815	4,787	4,603	4,988	5,823
個人登録者数	83	94	74	93	97

※ ボランティアセンター（秦野市社会福祉協議会）登録数

13 財政状況

本市の平成26年度（2014年度）と令和6年度（2024年度）の一般会計決算を比較すると、歳入総額は、約490億円から約628億円に増加していますが、歳入の根幹となる市税が約15億円減少したことなどから、自主財源比率（※1）は59.5パーセントから46.3パーセントに減少しています。歳出総額は、約462億円から約598億円に増加しており、性質別及び目的別で見ると、扶助費（※2）が約71億円、民生費（※3）が約85億円と大きく増加しています。

行政需要が複雑化・多様化していく中で、今後も、生産年齢人口の減少等に伴う市税の減収や超高齢社会の進行による社会保障費（扶助費など）の増加が見込まれることから、これまで以上に厳しい財政状況となります。

しかし、このような状況下にあっても、健康・福祉・子育て施策などを着実に実施するため、自助・共助・公助による地域福祉を推進する必要があります。

(1) 一般会計の歳入 （単位：億円）

区 分	平成26年度 (2014年度)	令和6年度 (2024年度)
歳入総額	490.0	627.9
うち市税	237.9	223.3
自主財源比率	59.5%	46.3%

※自主財源比率は、千円単位の金額に基づき算出

(2) 一般会計の歳出（性質別経費の状況） （単位：億円）

区 分	平成26年度 (2014年度)	令和6年度 (2024年度)
歳出総額	462.3	597.8
義務的経費	252.8	335.6
人件費	88.9	107.1
扶助費	124.6	195.1
公債費（※4）	39.4	33.4
物件費・維持補修費・補助費等	83.6	140.3
投資的経費 (普通建設事業費、災害復旧費等)	52.8	54.0
繰出金・その他	73.2	68.0

(3) 一般会計歳出総額に占める民生費 （単位：億円）

区 分	平成26年度 (2014年度)	令和6年度 (2024年度)
民生費	197.6	282.6

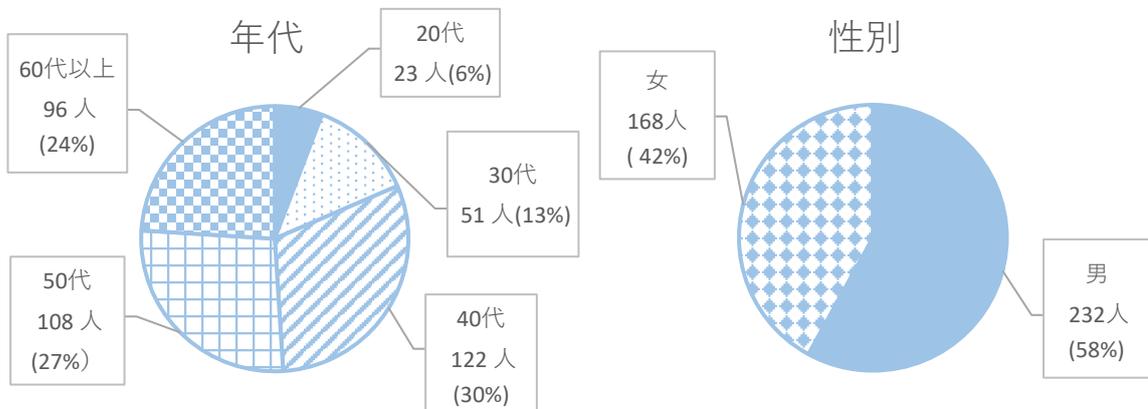
- ※1 自主財源比率…歳入総額のうち、市税や使用料など市が自主的に収入できる財源の割合
 ※2 扶助費…社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障害者、生活困窮者等に対する支援に係る経費
 ※3 民生費…福祉などのための経費
 ※4 公債費…市債の元金及び利子の償還に係る経費等

14 地域福祉についての意識調査

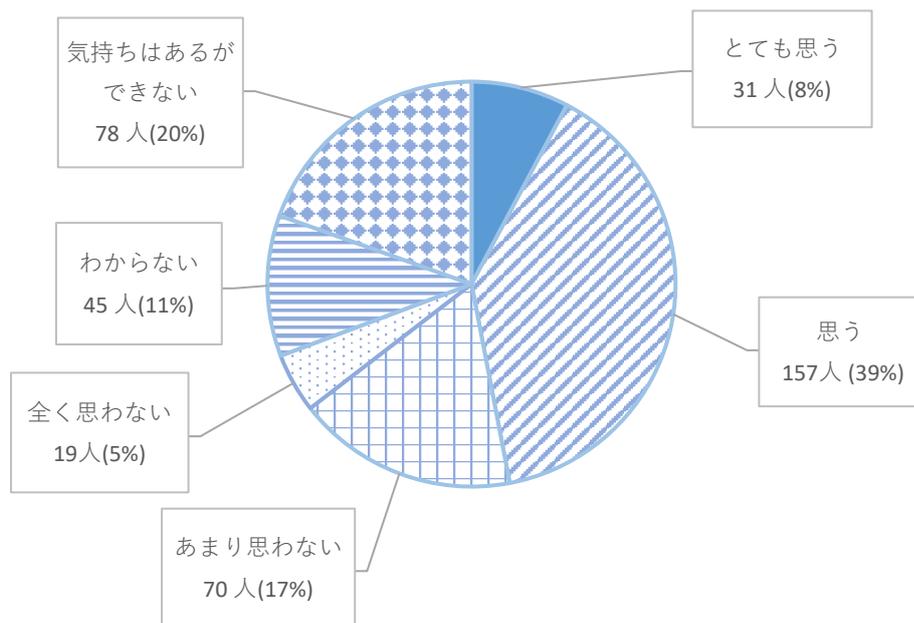
本計画の策定に当たり、令和6年度(2024年度)及び令和7年度(2025年度)に、本市のネット調査会社に登録する市内全域の各400人を対象に、地域共生社会の実現についてアンケート調査を実施しました。

(1) 令和6年度の調査

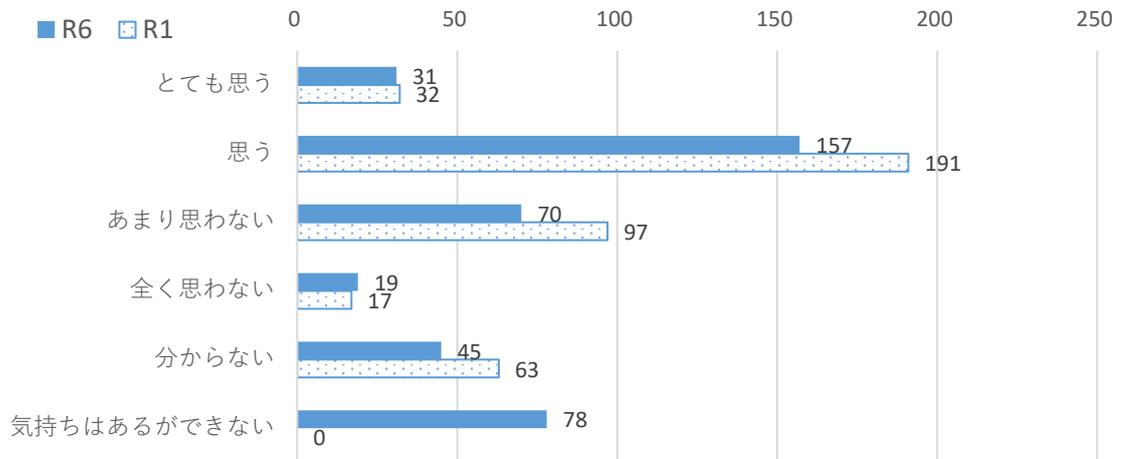
調査方法	インターネット調査
調査期間	令和7年1月24日～2月4日



1-1 地域で困りごとを抱えている人や世帯に対し、何かできることがあれば支援をしたいと思いませんか。

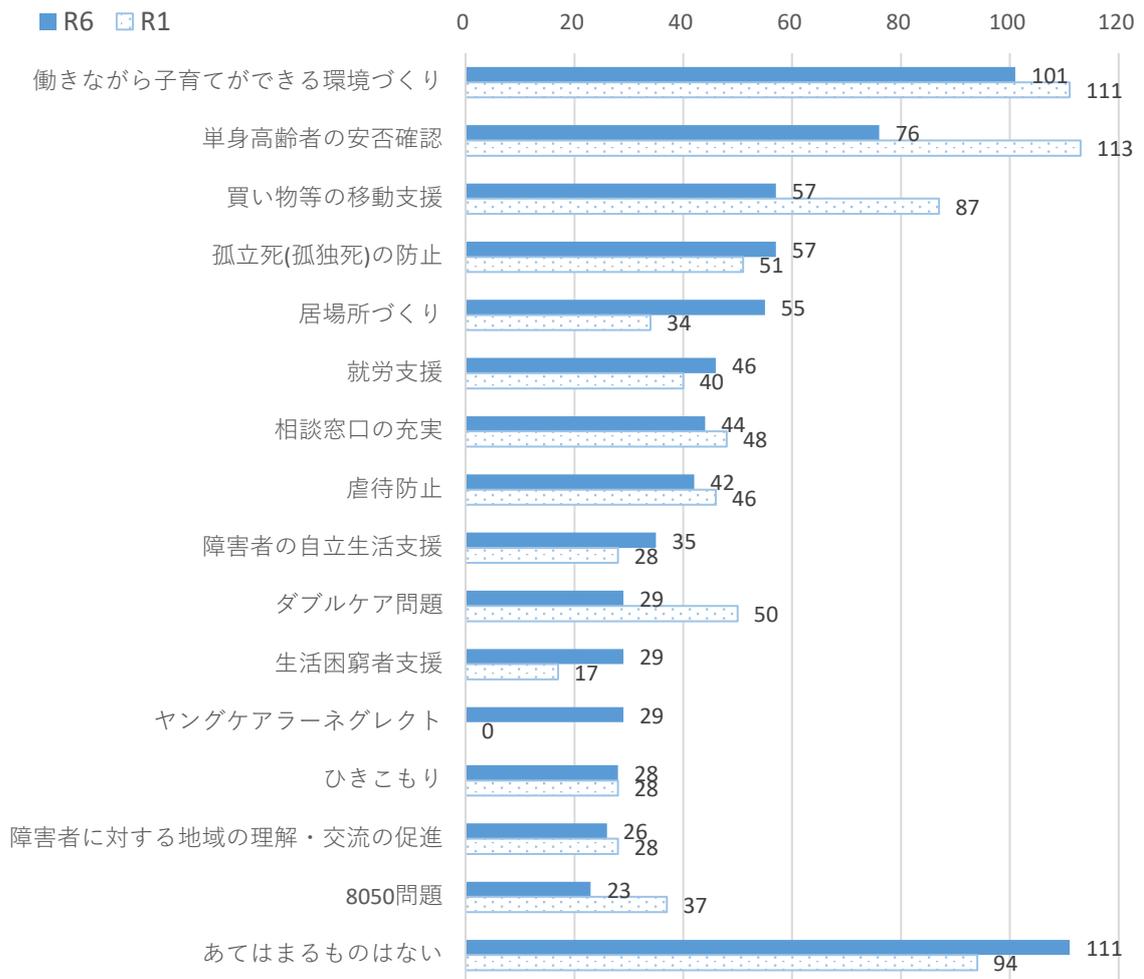


1-2 【R6:RI 比較】地域で困りごとを抱えている人や世帯に対し、何か
 できることがあれば支援をしたいと思いませんか。



※RI 調査「気持ちはあるができない」の選択肢なし

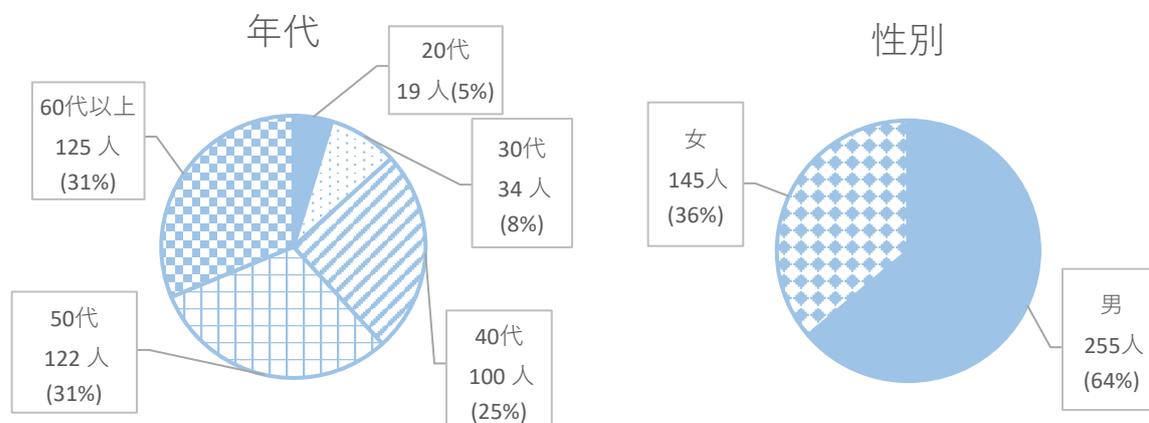
2 【R6:RI 比較】地域で優先的に解決しなければならない生活課題は
 ありますか(3つまで選択可)



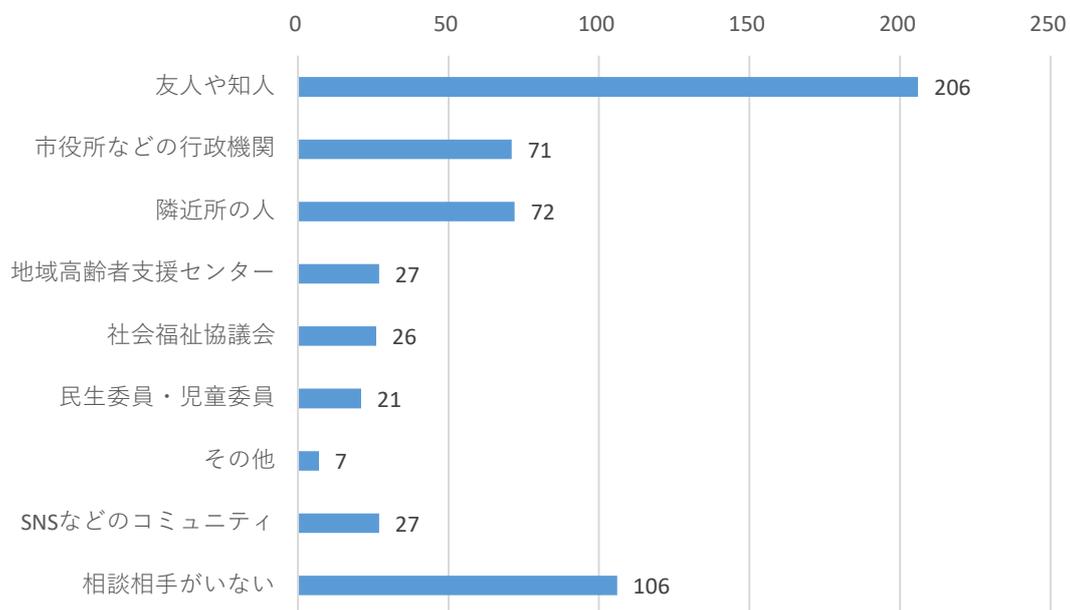
※RI 調査「ヤングケアラー・ネグレクト」の選択肢なし

(2) 令和7年度の調査

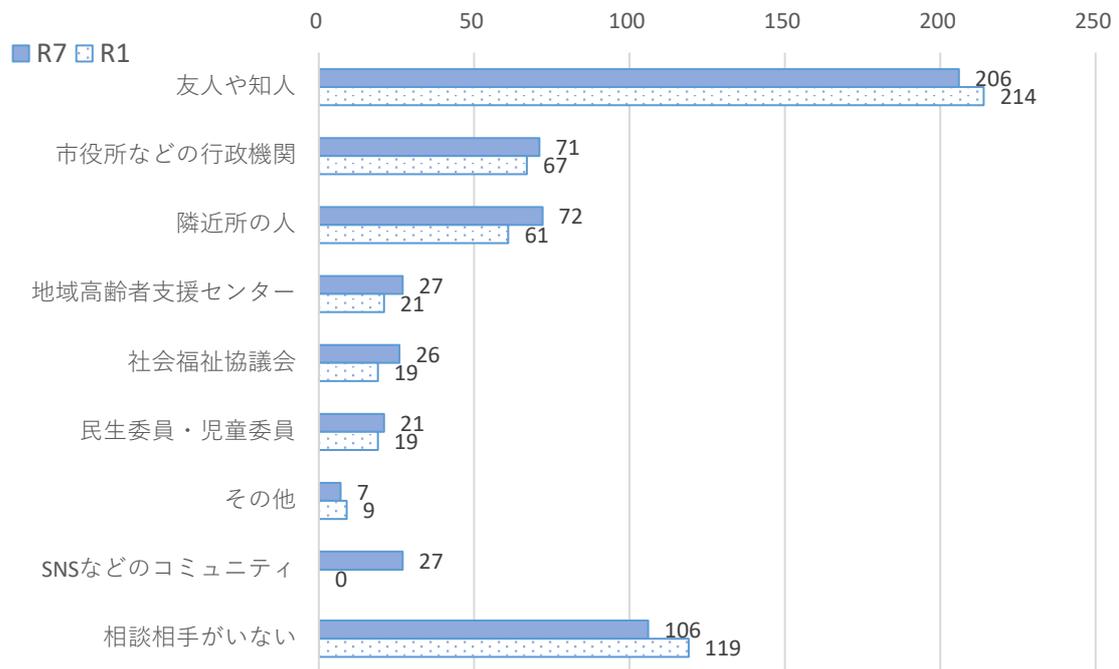
調査方法	インターネット調査
調査期間	令和7年6月20日～6月27日



1-1 困ったときや不安を感じたときに、家族以外に相談できる相手は誰ですか【複数回答可】

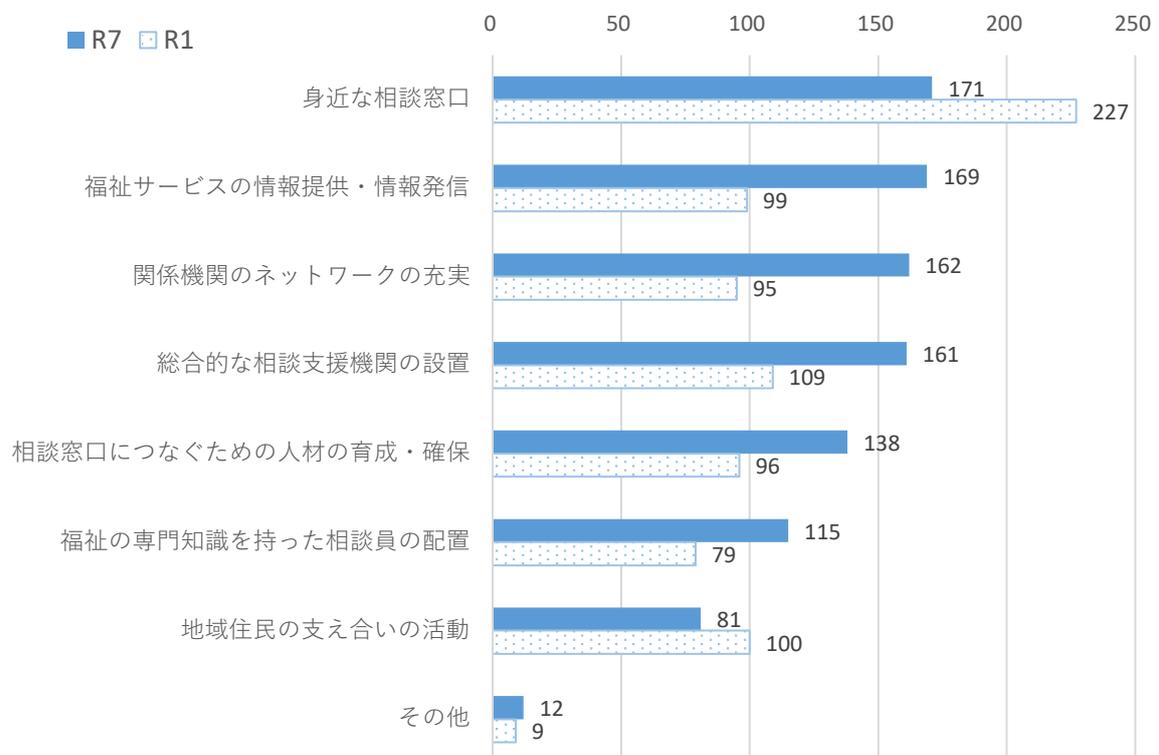


1-2 【R7:R1 比較】困ったときや不安を感じたときに家族以外に相談できる相手は誰ですか(複数回答可)

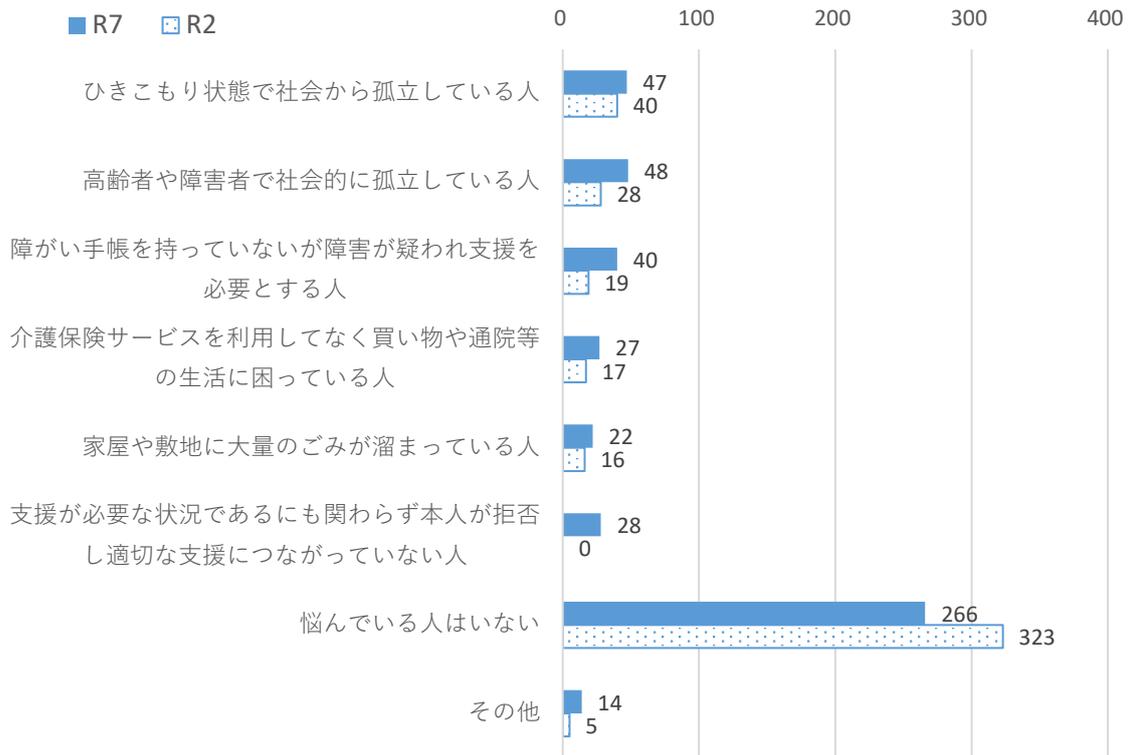


※R1 調査「SNSなどのコミュニティ」の選択肢なし

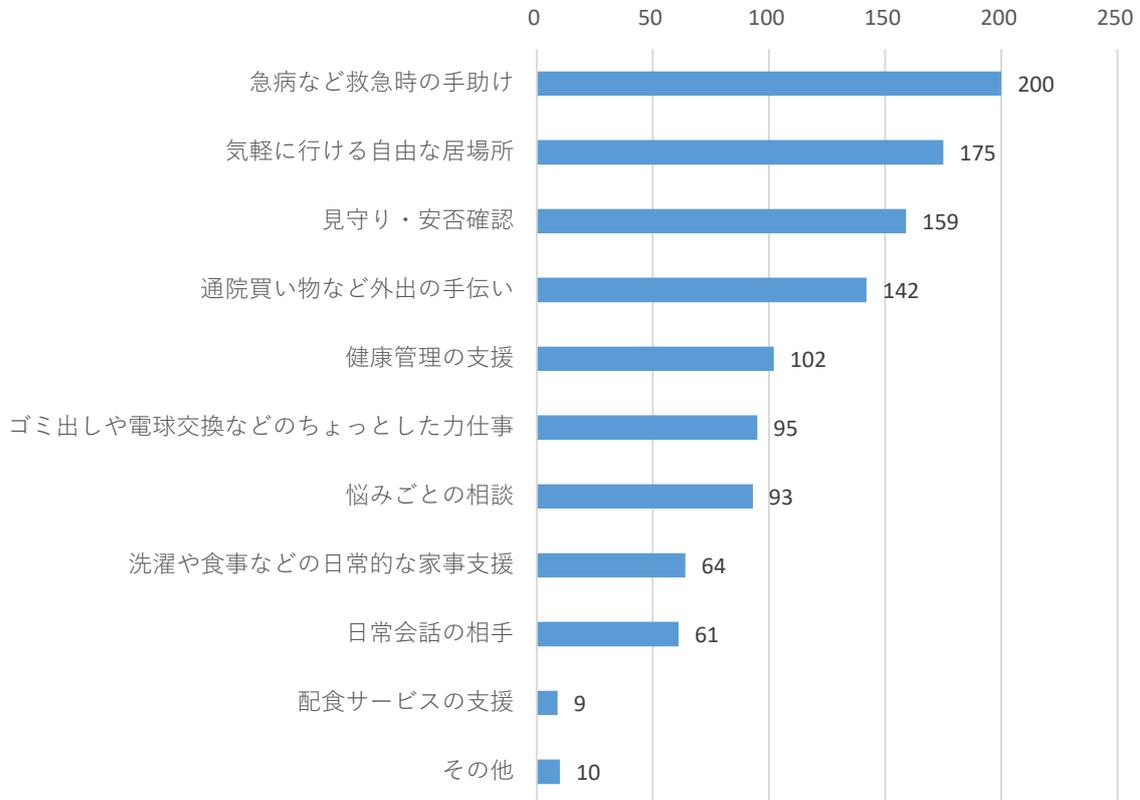
2 【R7:R1 比較】地域におけるさまざまな生活課題を解決するための効果的な方法は何だと思いますか



3 【R7:R2 比較】 身近に次のような制度の狭間の問題で悩んでいる方はいますか



4 あったらいいなと思う支援は何ですか【複数回答】



第3章 前計画の検証と課題

Ⅰ これまでの取組み

Ⅰ 包括的な支援体制の構築

(1) より身近な相談体制の充実

様々な地域生活課題を抱える人に対応できるよう、地域共生支援センター、社会福祉協議会、地域高齢者支援センター、障害福祉なんでも相談室など、多機関で連携し、相談支援体制の構築に取り組みました。

また、窓口等で対応する職員を対象に、所属する部署以外の福祉制度について理解が深まるよう、福祉研修を実施しました。

(2) 地域の相談支援機関への支援の充実

生活困窮、ひきこもり、8050 問題など、複合化・複雑化する地域生活課題に柔軟に対応できるよう、地域共生支援センターが中心となり各支援機関との調整や指導等に取り組みました。

(3) 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化

保健、福祉などそれぞれの専門性を生かしながら、複合化・複雑化する地域生活課題を解決できるよう、包括的・重層的な支援体制を整備しました。

また、地域共生ネットワーク連絡会を設置し、こども、高齢者、障害者、生活困窮者等の各分野の構成員から意見や助言を得るとともに、庁内では6部13課からなる相談支援包括推進会議を設置し、課題に対する連携強化に努めました。

(4) 権利擁護支援体制の強化

全ての人個人として尊重されるよう、権利擁護や虐待防止に向けた取組みを行いました。

また、成年後見制度については、出前講座や講演会の実施、広報はだのの発行等により普及啓発を行うとともに、手続き費用や後見人等への報酬の支払いが難しい方に対し助成する事業について、従来は市長申立てのみを対象としていましたが、市長申立て以外についても助成対象とするよう、拡充しました。

(5) 安心できる福祉サービスの提供

福祉施設や事業所等に、感染症に関する適切な情報を提供し、感染症予防のための取組みを支援しました。

また、福祉サービス事業者や施設等の安定的な運営のため、人材確保や負担軽減等、福祉サービスの担い手確保に向けて支援を行いました。

2 みんなで支えあう地域づくり

(1) 地域共生社会の理念の周知

子どもたちが互いの個性を尊重し、思いやりを持つことができるよう、福祉教室などを通じて、様々な人の立場で考える心を育む取組みを行いました。

また、地域に住む人が、地域や周りの人に関心を持ち、高齢者や障害者などに対しての正しい理解が進むよう、意識啓発に努めました。

(2) 社会参加・交流の促進

人と人との関わり、生きがいを持てるように、地域活動等の機会を作るとともに、その活動について周知・支援しました。

また、移動等に困難を抱える人に対しては、福祉有償運送制度等により外出を支援し、まちの中で誰もが快適に過ごせるようバリアフリー化を推進するなど、実情に配慮した取組みを支援しました。

(3) 地域福祉を担う人材の育成

将来の地域福祉の担い手育成に向け、地域福祉活動に興味や親しみを持ってもらえるよう、市民が参加しやすいボランティアに関する講座を実施し、機会を提供しました。

(4) 地域における見守りの推進

民生委員・児童委員、青少年相談員、保護司、地域高齢者支援センターなど、多様な市民主体による見守り活動を支援し、認知症サポーター等の育成を行いました。

(5) 社会福祉法人等による公益的活動の促進

社会福祉法人や福祉サービス事業者、NPO等について、公益的活動が促進されるように支援しました。

また、寄付等による地域活動支援が進むよう、広報等を通じて福祉寄付について周知しました。

(6) 避難行動要支援者の把握・支援体制の推進

避難行動要支援者名簿を作成し、名簿を活用した訓練を実施しました。

また、福祉避難所の確保・拡充に向けて、事業者と協議を行いました。

2 前計画の課題のまとめ

(1) 包括的な相談支援体制の強化

支援を必要とする人の地域生活課題は複雑化・多様化しており、解決や支援につなげていくためには、相談を一元的に受けとめる窓口が必要であり、福祉の知識を持った職員の育成が不可欠です。

また、自ら支援を求められない人や支援を拒否する人について、課題が深刻化する前にいかに早く気づき、適切な支援につなげていくのが課題です。

(2) 市民への情報提供の充実

市民のニーズに細やかに対応するため、課題に応じた専門の相談窓口を整備していますが、そのことにより市民がどこに相談すればいいのかわからなくなる状況も生じているため、分かりやすく適切な相談窓口の周知が必要です。

(3) 地域で支え合う人材・団体への支援

民生委員・児童委員や自治会長をはじめとする、地域福祉の担い手が高齢化し、人と人とのつながりが希薄化する中で、新たな担い手を確保していくことが課題となっているため、市民がボランティアに興味を持てるような機会をつくるほか、今活動している担い手が活動を継続しやすい環境を整備するなど、継続的な支援が必要です。

(4) 地域ぐるみの防災・減災対策

近年、自然災害が多発していることから、市民の防災に対する意識が高まるよう促し、自助・共助といった地域ぐるみの防災・減災に向けて取り組むことが必要です。

また、災害時に避難等が困難となる要支援者について、安全・安心に避難できるような環境の整備や取組みが求められています。

3 計画策定に向けた課題整理

(1) 包括的な支援の充実

人々の生活基盤や生活スタイルが変化し、デジタル化等で日常生活が便利になっていく一方で、人と人とのつながりが希薄化し、地域コミュニティが弱体化し、かつては近隣住民の気づきなどにより支援につながっていた地域生活課題を持つ住民の状況が、見えにくくなっています。

さらに、ひきこもりや孤独・孤立、生活困窮など、人々が抱える地域生活課題は、年々複雑化・多様化しています。

誰一人取り残さない地域共生社会を実現するためには、住民の抱える課題に、より早く気づき、寄り添い、解決や支援につなげていくことが重要となるため、相談を一元的に受けとめ、多機関協働による包括的な支援を充実していくことが必要です。

(2) 地域共生社会の実現に向けた地域力の強化

地域共生社会の実現のためには、市民自らが「我が事」として地域における役割を担っていくことが不可欠です。民生委員・児童委員や自治会、ボランティア団体など、地域福祉を担う人や団体の活動を、市として安定的に継続して支援する必要があります。

また、ボランティア等を経験したことがない市民が地域活動に興味を持てるような取組みや参加できる機会を作ることで、地域福祉に対する意識を醸成し、地域の支えあいといった地域力を強化していく取組みが必要です。

第4章 秦野市の福祉が目指すもの

1 基本理念

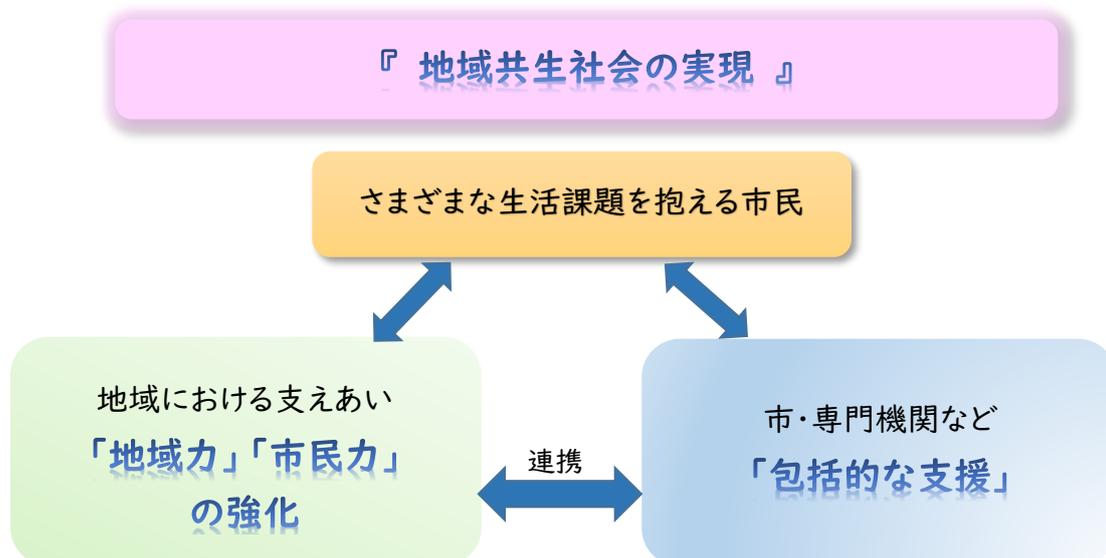
地域で共に支えあい 全ての市民が
自分らしく 安心して暮らせるはだの

本計画は、秦野市総合計画を上位計画とし、都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」の実現に向けた5つの基本目標の1つである「誰もが健康で共に支えあうまちづくり」の推進を目的とするものです。

本市は、第4期地域福祉計画において、「地域で共に支えあい全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの」を基本理念として掲げ、各施策を展開してきました。基本理念の達成に向けては、地域住民相互による福祉が重要となっていますが、人口減少や少子高齢化の進行、生活スタイルの変化による人間関係の希薄化などから、地域力が低下傾向にあるのが実情です。

そこで、本計画では、インクルーシブの理念のもと、地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進するために、地域に住む全ての人々が相互に助けあうことで、誰もが住みやすい地域づくりを進めるというこれまでの基本的な考え方を継承しつつ、住み慣れた地域で全ての人々が孤立せず、尊重され、共に支えあい、自分らしく安心して暮らすことができる社会の実現を目標とします。

この目標は、秦野市で暮らす全ての人々が、誰一人取り残されず、地域社会の一員として、生き生きと暮らせるように、また、市民、地域活動団体、社会福祉法人、事業者及び市が、協力して地域生活課題や福祉課題を解決できることを目指して定めたものです。



2 基本目標

本計画に掲げる基本理念「地域で共に支えあい 全ての市民が自分らしく安心して暮らせるはだの」の実現に向けて、次の2つの基本目標を柱に、具体的施策の展開を図ってまいります。

- 1 包括的な支援の充実
- 2 地域共生社会の実現に向けた地域力の強化

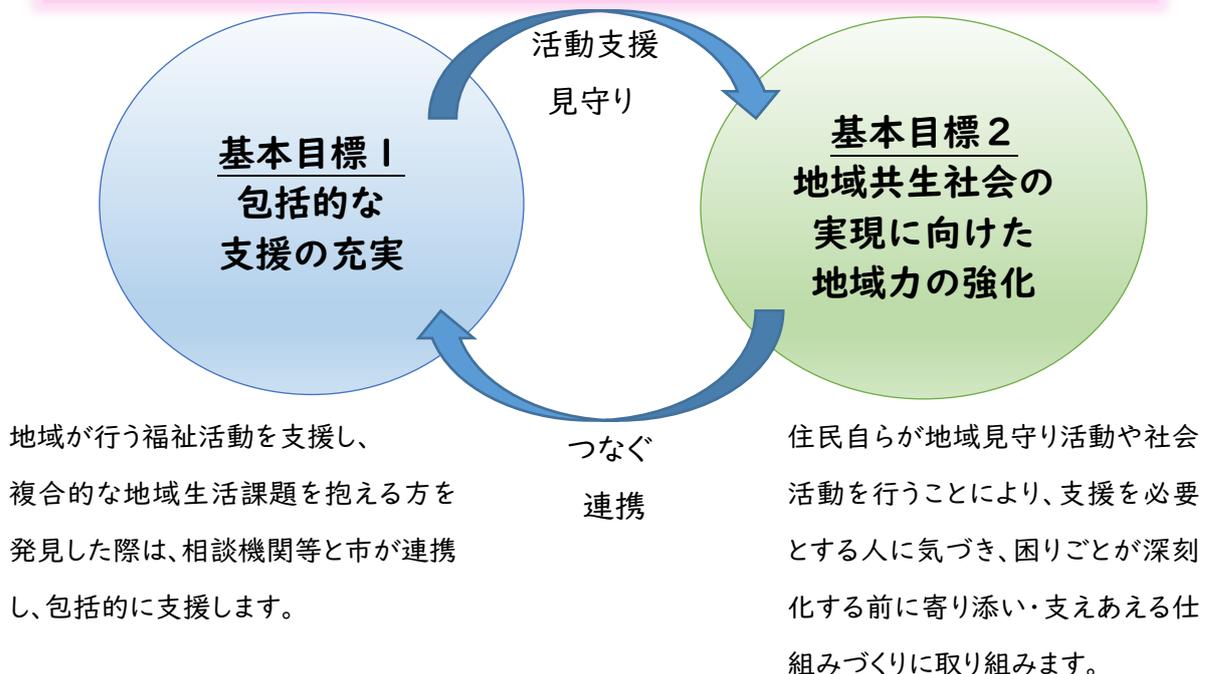
「地域共生社会」を実現するために、地域生活課題を抱える市民、一人ひとりにあった包括的な支援を行います。支援に当たっては、市内での連携をはじめ、地域の様々な主体の力、「地域力」を結集し、個々の実情に寄り添いながら、地域生活課題の解決に取り組みます。

また、個別支援を通じて培われた、地域の中で互いに支えあう意識や、地域の主体的な活動を発展させるため、市民と一体になって地域づくりを支えます。

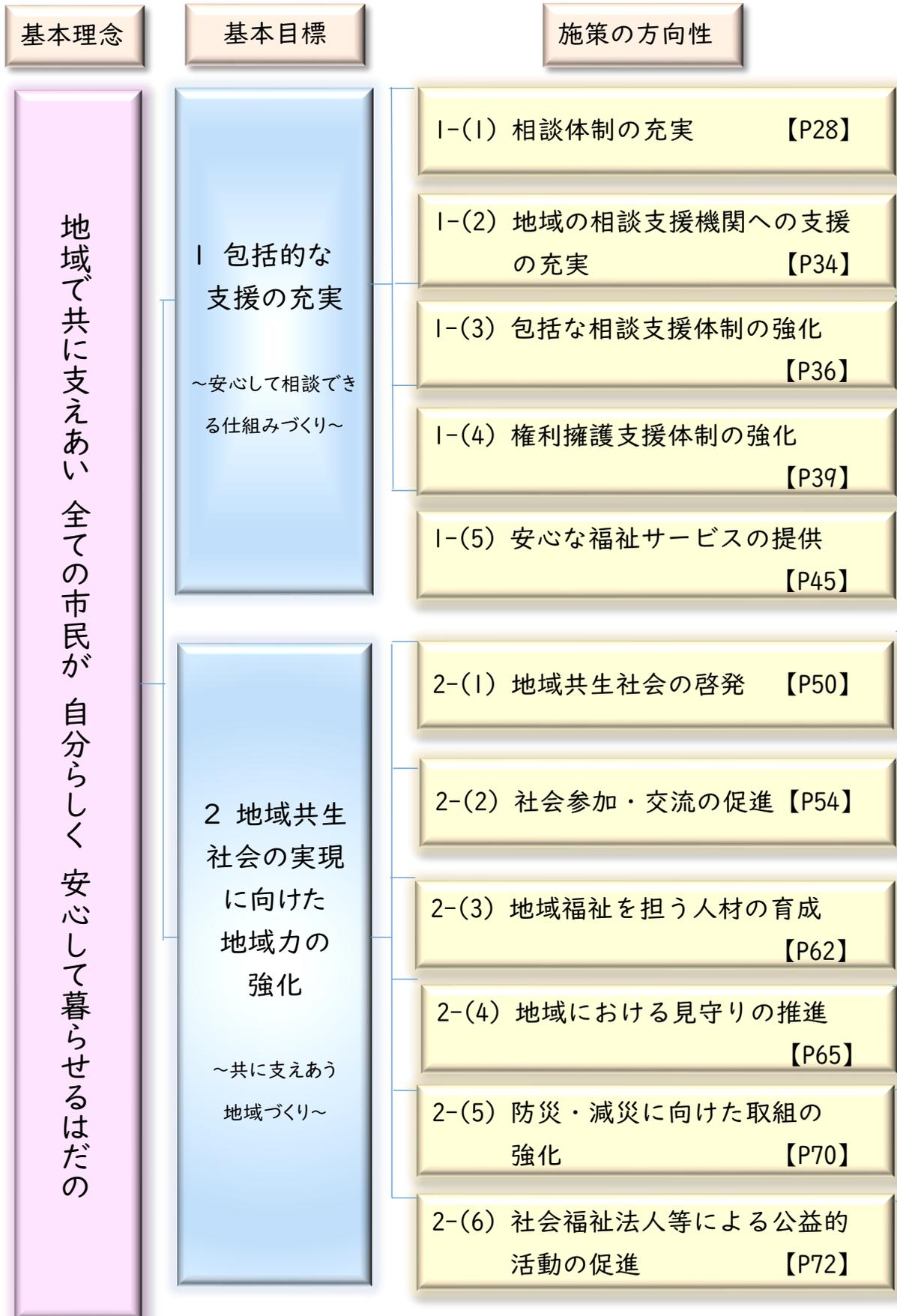
市、社会福祉協議会、介護、福祉等の関係機関と地域とが、それぞれが持つ役割を十分に果たすことで、インクルーシブの理念のもと、包括的・重層的な支援体制を目指します。

地域で共に支えあい 全ての市民が

自分らしく 安心して暮らせるはだの



3 施策の体系



主な取組み

地域共生支援センター、はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』、地域高齢者支援センター、障害者相談支援事業、母子・父子家庭等相談業務、訪問型個別支援事業、こども家庭センター、こども相談(虐待・ヤングケアラー)、人権・女性相談、福祉研修の実施、相談窓口の周知、市民に分かりやすい相談窓口案内、まちかど福祉相談室、コミュニティ保育推進事業、地域子育て支援拠点事業(ぼけっと21等)、園庭開放・地域交流事業

地域共生支援センター、民生委員・児童委員活動への支援、社会福祉協議会への支援、地域高齢者支援センター、基幹相談支援センターの運営、福祉研修の実施

重層的支援体制整備事業、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、地域ケア会議、障害者支援委員会、要保護児童対策地域協議会

地域共生社会の推進、虐待・暴力の防止に対する支援の推進、障害者権利擁護支援、こども家庭センター、支援教育(インクルーシブ教育)の推進、こども相談(虐待・ヤングケアラー)、人権・女性相談、権利擁護に係る成年後見制度の利用促進等、中核機関(秦野市成年後見利用支援センター)の充実、日常生活自立支援事業(秦野あんしんセンター)

介護者支援の充実、障害福祉人材育成等支援、保育士の就労支援、社会福祉法人への指導監査、介護サービス事業所への適切な指定・指導管理体制の強化、保育所等への指導監査、福祉サービス評価の推進、情報提供の充実

福祉教育の実施、支援教育(インクルーシブ教育)の推進、認知症への理解促進、福祉事業所合同説明会、こころのバリアフリーの普及啓発、ピア活動の普及啓発、人権意識の普及啓発、男女共同参画の意識啓発、地域の国際化推進

保健福祉センターの機能強化と設備等の計画的な更新、生活困窮者のための地域づくり事業、参加支援事業、生活支援体制事業、高齢者の就労支援、地域介護予防活動・住民主体の通いの場への支援、秦野市地域生活支援センター(ばれっと・はだの)、社会参加促進事業、農福連携マッチング等支援、こどもの居場所事業の運営支援、「こども食堂・みんなの食堂」活動支援、食料支援(フードドライブ・フードバンク)、コミュニティ保育推進事業、地域子育て支援拠点事業(ぼけっと21等)、はだの生涯学習講座等、福祉有償運送制度の活用、地域支えあい型認定ドライバーの養成、公共交通の整備、地域住民の支えあいによる移動支援、福祉用具・車両等の貸出し、施設におけるバリアフリー化の促進、学校施設のバリアフリー化の一層の推進、ノンステップバス導入事業、インクルーシブ遊具等の導入

民生委員・児童委員の周知、活動支援、認定ヘルパー及び生活援助従事者等の研修、地域支え合い型認定ドライバーの養成、ボランティアの養成、市民活動サポートセンターの活用、はだの市民活動団体連絡協議会(れんきょう)、ゲートキーパーの養成、福祉教育の実施

民生委員・児童委員による見守り活動、地域見守り活動事業、ひとり暮らし高齢者等登録事業、ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業、介護者支援の充実、認知症サポーター等の養成事業等、まちづくりや福祉の地区拠点設置への支援、青少年相談員による街頭巡回指導等、ほほえみ収集、商業活性化事業、社会を明るくする運動の推進、更生保護ボランティアの活動支援

防災講演会の実施、個別避難計画作成の推進、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練、福祉避難所の整備、災害ボランティアセンターの設置

福祉寄付等の周知、社会福祉法人による公益的活動の促進、はだの地域公益事業基金

Ⅰ 包括的な支援の充実

～ 安心して相談できる仕組みづくり ～

(1) 相談体制の充実

ア 相談支援体制の充実

現状と課題

- ・ 支援を必要とする人の抱える地域生活課題は複雑で多面的であり、解決のためには、一元的に包括して受け止める窓口を設け、本人の意思を尊重しながら、適切な支援や福祉サービスの利用等につなげていくことが必要です。
- ・ 出生人口は減少しているものの、児童虐待相談件数は減少しておらず、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、こどもが置かれている環境は複雑化・多様化していることから、切れ目なく漏れのない対応が求められています。
- ・ 不登校児童生徒数は増加傾向にあり、医療や福祉の専門家を活用した対策も求められる中、個別最適化された学習環境の構築に向けた新たな支援体制の整備が求められています。

取組みの方向性

- ・ 福祉、子育て、教育等の分野での連携を強化し、地域生活課題を抱える人に寄り添えるよう、きめ細やかな相談支援を行います。また、複合的な地域生活課題を抱える人や自ら支援を求められない人に対しては、地域共生支援センターが中心となり、多機関協働による支援を行います。
- ・ 全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへの切れ目のない一体的な相談支援を行うため、「こども家庭センター」の機能及び連携の強化を図ります。

主な取組み

	取組事項	内容	担当課
Ⅰ	地域共生支援センター	地域共生社会推進拠点として、相談支援機関を支援し、多機関協働の調整、アウトリーチ(※)等を通じた継続的支援、	地域共生推進課

		<p>参加支援を行い、解決困難な複合的な地域生活課題の解決に向けて必要な支援を行います。</p> <p>※アウトリーチ：地域で福祉や医療等の支援を必要とする状況にありながら、専門的なサービスにつながらない（中断している）人のもとに、専門職等が出向くこと</p>	
2	はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』	生活や経済的な困りごとを抱える人を対象に、生活困窮者自立相談支援機能、権利擁護センター機能、成年後見利用支援機能を併せ持ち、福祉の総合的な相談に応じます。	<p>地域共生推進課</p> <p>生活援護課</p> <p>社会福祉協議会</p>
3	地域高齢者支援センター	地域における高齢者の総合相談窓口として、高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉、医療等の様々な課題について、高齢者やその家族からの相談、地域住民からの連絡を受け、必要な支援を行います。	高齢介護課
4	障害者相談支援事業（障害福祉なんでも相談室）	障害のある人やその家族が、身近な地域で福祉サービスの適切な選択や生活相談ができるよう、関係機関と連携しながら情報提供を行います。	障害福祉課
5	母子・父子家庭等相談業務	母子・父子自立支援員により、ひとり親家庭の保護者を対象に各種手当、給付、支援制度の案内や相談にきめ細かく応じます。	こども政策課
6	訪問型個別支援事業	サテライト運用も含めた訪問型個別支援教室の運用を通して関係機関と連携した支援を行います。また、デジタルフリースクールとして、「はだのっ子eスクール」を展開し、オンラインによる不登校支援を通して、関係機関につなげる支援を行います。	<p>教育指導課</p> <p>教育研究所</p>

7	こども家庭センター	母子保健と児童福祉の連携・協働のもと、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行い、虐待の予防的な対応から、子育てに困難を抱える家庭に渡るまで、切れ目なく漏れのない対応を行います。	こども家庭支援課
8	こども相談(虐待・ヤングケアラー)	広報や市ホームページ、リーフレット等を活用し、相談窓口を分かりやすく周知し、相談者には専門相談員等による支援を行います。特に虐待やヤングケアラーについては、窓口の周知に加え、学校や地域、関係各課との連携により早期発見に努め、専門相談員等による相談支援を行います。	こども家庭支援課
9	人権・女性相談	女性相談室を設置し、女性が抱える悩みについて丁寧に聞き取り、相談者の気持ちに寄り添った対応を行い、必要に応じて庁内各課と連携し、相談者の幅広いニーズに対応します。また、DV(ドメスティックバイオレンス)をなくすための広報啓発活動に取り組むとともに、被害を受けた方には状況に応じたきめ細かい対応ができるよう、相談体制を整備します。	市民相談人権課

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	地域共生支援センターが受けた相談のうち解決に結びついた割合	93%	97%	99%	地域共生推進課

2	生活困窮者自立相談支援事業相談者数	251人	251人	251人	生活援護課
3	計画相談支援人数	255人	225人	235人	障害福祉課
4	母子・父子家庭等相談件数	3,763件	3,600件	3,600件	こども政策課
5	不登校児童生徒に対して専門機関等と連携した支援が行われている割合	59.5%	70%	80%	教育指導課 教育研究所
6	確認対象児童に対する状況確認の実施割合	100%	100%	100%	こども家庭支援課
7	「女性相談案内カード」の設置数	41か所	46か所	48か所	市民相談人権課

イ より身近な地域での相談機会の提供

現状と課題

- ・ 個人や家庭の状況により、相談窓口に出向くことができない方のために、福祉、子育てなどの分野で身近に相談できる環境の整備や、アウトリーチによる支援が求められています。

取組みの方向性

- ・ 誰もが気軽に、安心して相談できる場所や機会の提供に努め、様々な悩みや不安を緩和し、社会的孤立の防止に努めます。

主な取組み

	取組事項	内容	担当課
1	まちかど福祉相談室	あつまる本町交流館、おおねふれあい館、ほっとワークつるまき、西公民館において、市民の身近な地域で相談窓口を開設し、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人の把握や必	地域共生推進課 社会福祉協議会

		要な情報の提供、支援に結び付けます。	
2	地域高齢者支援センター【再掲】	地域における高齢者の総合相談窓口として、高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉、医療等の様々な課題について高齢者やその家族からの相談や地域住民からの連絡を受け、必要な支援を行います。	高齢介護課
3	コミュニティ保育推進事業	保育士の助言を受けて活動する就園前のこどもを持つ保護者によるコミュニティ保育グループが、安定した活動を継続できるように支援します。	こども政策課
4	地域子育て支援拠点事業(ぽけっと21等)	就園前のこどもとその保護者が集い、子育てについての情報交換ができ、子育てに関する不安や悩みを子育てアドバイザーに相談等ができる場を提供します。	こども政策課
5	園庭開放・地域交流事業	地域の未就園児の親子の遊び場として、保育所等の園庭を開放し、地域の子育て世帯との交流を図りながら、子育てに関して相談できる場を提供します。	保育こども園課

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	コミュニティ保育グループ数	8 グループ	7 グループ	7 グループ	こども政策課
2	地域子育て支援拠点数	10か所	10か所	10か所	こども政策課
3	園庭開放・地域交流事業実施園数	21園	21園	21園	保育こども園課

ウ 相談窓口等の周知

現状と課題

- ・ きめ細やかに対応するため、課題に応じた専門の相談窓口が整備されている一方で、市民がどこに相談したらいいのか分かりにくい状況があります。
- ・ 困りごとを抱えた市民を専門機関等に適切につなぐ、身近な相談役の民生委員・児童委員の活動等が十分に周知されていない状況があります。
- ・ こどもやこどもを育てる家庭等の背景が多様化しており、児童虐待等の相談・通告が減少しない状況があります。
- ・ 市役所や公共機関に自ら出向く機会のない人へ情報が届きづらい状況があります。

取組みの方向性

- ・ 福祉や子育て等に関する情報を市民等に分かりやすく周知するため、広報はだのや市ホームページのほか、LINE(ライン)やX(エックス)などの多様な媒体を使った情報提供の方法を工夫するとともに、提供する情報内容の充実を図ります。
- ・ 民生委員・児童委員や自治会長など、日ごろから地域住民と関わりのある立場の人に、市の相談窓口等を知ってもらうことを通じて、市民に情報提供を行います。
- ・ 福祉の総合相談窓口としての「地域共生支援センター」の機能や役割について、研修等を通じて一層の周知を図ります。
- ・ 妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援の窓口である「こども家庭センター」について、より一層の周知を図ります。

主な取組み

	取組事項	内容	担当課
1	相談窓口の周知	「広報はだの」や市ホームページのほか、LINE(ライン)やX(エックス)などの多様な媒体を使って情報提供を行います。	関係課
2	地域での福祉活動を行う人を通じた相談窓口の周知	リーフレット「さまざまな悩みを相談できる窓口」を公共施設等に配架し、相談窓口を分かりやすく案内します。 また、自治会長が住民の多岐に渡る相	健康づくり課 市民活動推進課

		談に対応できるよう「自治会ハンドブック」を配付します。	
--	--	-----------------------------	--

エ 相談支援力の向上

現状と課題

- ・ 窓口等での相談内容は複雑化・多様化し、多分野に渡るため、適切な機関や制度になく知識を持った職員の育成が必要です。

取組みの方向性

- ・ 相談者に寄り添い、課題を的確に把握し、適切な相談支援機関につなぐことができるよう取り組みます。
- ・ 介護支援専門員、社会福祉士、行政などのそれぞれの分野の専門職が参加するケース検討会議や支援会議等で困難事例を共有し、よりよい支援につなげるとともに、職員の相談支援力の向上を図ります。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	福祉研修の実施	福祉の各分野等についての知識や理解を深めるため、相談業務を行う市職員等へ研修を行います。	地域共生推進課

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	福祉研修の実施回数	3回	3回	3回	地域共生推進課

(2) 地域の相談支援機関への支援の充実

現状と課題

- ・ 生活困窮、8050問題など、複合的な地域生活課題を抱える個人や世帯が多くある

ことにより、各課が所管する分野のみの支援では十分に対応できないよな、部署を横断する困難な事例が増えています。

取組みの方向性

- ・ 複合的な地域生活課題について、相談支援機関が相互に連携して課題解決に取り組みます。
- ・ 困難な地域生活課題が生じた場合は、地域共生支援センター等が基幹となり支援会議や重層的支援会議等を開催して課題を整理し、相談支援機関が相互に連携することで、解決に近づくよう取り組みます。
- ・ 支援を拒否し、地域で孤立した人に対しては、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行い、丁寧な傾聴等によるきめ細やかな相談支援を行います。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	地域共生支援センター【再掲】	地域共生社会推進拠点として、相談支援機関を支援し、多機関協働の調整、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援を行い、解決困難な複合的な地域生活課題の解決に向けて必要な支援を行います。	地域共生推進課
2	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員の個人や地区での活動に対して補助金を支出するとともに、引き続き活動の負担軽減に取り組みながら、研修等を実施して資質向上を図り、よりよい活動環境を整備します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
3	社会福祉協議会への支援	地域福祉を推進する中核的な役割を担う社協との連携を図り、適正な人員体制や活動を支援することで、相談機能を強化します。	地域共生推進課
4	地域高齢者支援センターへの支援【再掲】	地域における高齢者の総合相談窓口として、高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉、医療等の様々な課	高齢介護課

		題について高齢者やその家族からの相談や地域住民からの連絡を受け、必要な支援を行います。	
5	基幹相談支援センター運営の充実	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして、総合的・専門的な相談や地域の相談支援事業所への専門的な助言、人材育成を行えるよう体制の充実を図ります。	障害福祉課
6	福祉研修の実施【再掲】	福祉の各分野等についての知識や理解を深めるため、相談業務を行う市職員等へ研修を行います。	地域共生推進課

(3) 包括的な相談支援体制の強化

現状と課題

- ・複数の分野に渡る地域生活課題を抱える相談が増え、分野・対象ごとに整備された公的な支援制度では対応が困難になっています。
- ・85歳以上の人口が増加し、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者への支援が多く、対応が困難になっているほか、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者が増加しています。
- ・出生人口は減少しているものの、児童虐待相談件数は減少しておらず、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、こどもが置かれている環境は複雑化・多様化していることから、切れ目なく漏れのない対応が求められています。

取組みの方向性

- ・保健・福祉等の分野別の専門的な取組みを生かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対して適切かつ確実な支援を提供するため、重層的支援体制整備事業を実施します。
- ・困難を抱える人に寄り添った支援を展開し、関係機関と連携して医療や福祉サービス等の適切な支援につなぐアウトリーチを実施します。
- ・在宅医療・介護関係者に関する相談窓口に、コーディネーターを配置し、地域における医療と介護の関係機関が連携して、在宅医療及び在宅介護を一体的に提供する体制の構築を推進します。

- ・ 高齢者の病気再発・重症化を予防し、在宅療養を続けられるように、多職種が互いの専門性を生かせるよう、地域全体で多職種連携体制を構築します。
- ・ こども家庭センターにおいて、複合化・複雑化した地域生活課題を抱える子育て世帯に対して、適切かつ確実に支援を行うため、保健・福祉等の分野別の専門職や関係機関と協働し、包括的な支援体制により、解決を図ります。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	重層的支援体制整備事業	<p>地域における複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な相談支援体制を整備するため、庁内組織等を横断して事業を一体的に展開します。</p> <p>また、庁内の連携強化を図るため、「相談支援包括推進会議」を開催するほか、地域共生社会の取組み等について評価及び助言を求める「地域共生ネットワーク協議会」、個別支援の支援方針や連携体制の確認を行う「支援会議・重層的支援会議」を開催し、重層的な取組みを行います。</p>	地域共生推進課及び関係課
2	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者を対象に、自立相談支援機関を中心とした関係機関と連携し、心身の状態等に応じた包括的かつ継続的な支援を行います。	生活援護課
3	生活困窮世帯のこどもに対する学習支援事業	生活困窮世帯のこどもに対して学習、受験対策等を支援し、居場所を提供することで、日常生活習慣の形成及び社会性の育成を支援します。	教育指導課
4	在宅医療・介護連携推進事業	医療及び介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り、自分らしく暮らし続けられるように、在宅医療と介護を一体的に提供するため	高齢介護課

		の体制整備等を行います。	
5	地域ケア会議	地域ケア会議等で明らかにした地域課題等を多職種で共有・協議し、解決を目指す仕組みをつくりま	高齢介護課
6	障害者支援委員会	はだの障害福祉推進プランの策定及び推進に当たり、意見を聴取し地域における課題について情報共有するとともに、障害者等への支援の充実を図るため、地域の実情に応じた支援体制の整備に係る協議や審議等を行います。	障害福祉課
7	要保護児童対策地域協議会	18歳未満の子どもとその家庭及び妊産婦等について、関係機関と連携して子ども家庭支援全般に係る業務と要保護児童等への相談支援を行います。	子ども家庭支援課

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	支援会議・重層的支援会議の開催数	4回	8回	10回	地域共生推進課
2	相談支援包括推進会議の開催回数	3回	2回	2回	地域共生推進課
3	生活困窮者自立相談(新規)のうち、解決または法に基づく支援を開始した件数の割合	86%	90%	92%	生活援護課
4	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業に参加する子どもの進学率	100%	100%	100%	教育指導課
5	地域ケア会議の開催数	120回	120回	120回	高齢介護課

6	障害者支援委員会の開催数	4回	3回	3回	障害福祉課
7	確認対象児童に対する状況確認の実施割合【再掲】	100%	100%	100%	こども家庭支援課

(4) 権利擁護支援体制の強化

ア 虐待・暴力に対する支援の充実

現状と課題

- ・ 複合的な地域生活課題を抱えながら、必要な支援が受けられないことで、高齢者や障害者、こども等の権利が適切に守られていないことがあります。
- ・ 相談を受ける側の専門性の向上や、庁内での情報連携ルールの整備、住民への周知・啓発の強化などにより、安心して相談できる権利擁護支援体制の充実を図る必要があります。
- ・ 核家族化など、生活スタイルの変化や地域のつながりの希薄化により、複合的な地域生活課題を抱えながら、誰にも相談できずに孤立して子育てをすることによる負担やストレス等により、虐待に発展してしまうケースがあります。
- ・ 不登校や個別の支援を必要とする児童生徒、外国にルーツをもつ児童生徒が増える中、インクルーシブ教育を推進するうえで合理的配慮を踏まえた教育活動のあり方について、理解を深めることが必要となっています。

取組みの方向性

- ・ 全ての人個人として尊重されるよう、権利擁護や虐待防止に向けた取組みを進め安心して地域で暮らしていくための支援体制を引き続き強化します。
- ・ 地域住民への啓発や権利擁護の仕組みを周知し、地域の多様な主体による見守り活動を促進することにより、虐待や権利侵害の未然防止、早期発見・早期対応を図り、被害者が早期に相談できる環境づくりを推進します。
- ・ 地域住民、警察、福祉、教育、保健、医療等の関係機関で適切かつ迅速に情報共有するなど、虐待及び暴力への対応・支援に連携して取り組みます。
- ・ 相談者が安心して利用できる環境の整備を進めるとともに、DV相談に対応できる相談員の育成・配置を行い、庁内の連携を強化します。
- ・ 合理的配慮を踏まえた「共に学び共に育つ」新たなインクルーシブ教育を推進し、個に

応じた支援体制を充実することで、増加する個別の支援を必要とする児童生徒や、多様化することまたちの教育ニーズの対応に取り組みます。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	地域共生社会の推進	地域に暮らす全ての人々が、お互いを尊重し支えあいながら安心して暮らせる社会の実現へ向け、市民やボランティア団体等と協働して取り組みます。	地域共生推進課
2	虐待・暴力の防止に対する支援の推進	虐待・暴力の防止に関して普及啓発を図り、関係機関のネットワークにより、早期発見、早期解決に向けて取り組みます。また、発生時には、相談から安全確保及び自立支援までの総合的な支援を推進します。	高齢介護課 障害福祉課 市民相談人権課 こども家庭支援課
3	障害者権利擁護支援	秦野市障害者虐待防止センター「ライツはだの」を充実し、医療・保健・福祉との連携を図り、障害者虐待の未然防止や早期発見など、迅速な対応によりその後の適切な支援を行います。	障害福祉課
4	犯罪被害者等支援	犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益を守り、被害の軽減や回復により地域で安心して暮らすことができるよう取り組みます。	市民相談人権課
5	こども家庭センター【再掲】	18歳未満のこどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、こどもの権利擁護及び虐待対策を総合的に推進します。	こども家庭支援課
6	支援教育（インクルーシブ教育）の推進	大学生による学習支援の推進や通級指導教室を充実するなど、共に学び共に育つ環境を支える支援体制を構築し、学習活動の補助や安全確保、生活	教育指導課 教育研究所

		<p>介護等を目的とした支援員を派遣します。また、教育支援教室、訪問型個別支援教室、デジタルを活用した新たな学びの場など、ニーズに応じた学びの場を充実し、不登校対策を推進します。さらに、国際理解教育コーディネーターによる巡回型日本語指導教室「ふれは」の推進、日本語指導協力者の派遣、大学と連携して交流を行う異文化理解講座の拡充を行い、多文化共生社会の推進に取り組みます。</p>	
7	<p>こども相談（虐待・ヤングケアラー）【再掲】</p>	<p>18歳未満のこどもとその家庭及び妊産婦等を対象に関係機関と連携を図り、こども家庭支援全般に係る業務と要保護児童等への相談支援を行います。また、家庭において、こどもらしい生活を送るために、こどもが担っている家事や家族のケア等の負担に気づき、ケアに伴う身体的・精神的負担を軽減できるよう、関係各課と連携を図りながら必要な支援につなげます。</p>	<p>こども家庭支援課</p>
8	<p>人権・女性相談【再掲】</p>	<p>女性相談室を設置し、女性が抱える悩みについて丁寧に聞き取り、相談者の気持ちに寄り添った対応を行います。必要に応じて庁内各課と連携し、相談者の幅広いニーズに対応します。</p> <p>また、DV(ドメスティックバイオレンス)をなくすための広報及び啓発に取り組むとともに、被害を受けた方には状況に応じたきめ細かい対応ができるよう、相談体制を整備します。</p>	<p>市民相談人権課</p>

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	障害者虐待防止・権利擁護研修会の実施	5回	5回	5回	障害福祉課
2	「女性相談案内カード」の設置数【再掲】	41か所	46か所	48か所	市民相談人権課
3	確認対象児童に対する状況確認の実施割合【再掲】	100%	100%	100%	こども家庭支援課
4	通常の学級に在籍する発達障害と思われる児童生徒のうち、通級指導教室等支援を受けている児童生徒数の割合	33.2%	40%	50%	教育指導課 教育研究所
5	不登校児童生徒に対して専門機関等と連携した支援が行われている割合【再掲】	59.5%	70%	80%	教育指導課 教育研究所

イ 成年後見制度の利用促進

現状と課題

- ・ 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方であっても、その方の意思が尊重され、個人の権利が擁護される取組みが必要です。
- ・ 高齢化が進行し、成年後見人等の需要が高まることが見込まれる中、法律・福祉の専門職だけでは対応が難しく、成年後見等の新たな仕組みの構築や、担い手の確保が求められています。
- ・ 経済的な条件に左右されることなく、真に必要な人が成年後見制度を利用できるよう、継続した支援が必要です。
- ・ 現在、国等で成年後見制度の見直しが行われているため、国等の動向に注視しながら、

新たな権利擁護支援体制を構築していく必要があります。

取組みの方向性

- ・ 成年後見制度利用支援センターを中心に関係各課等と連携して制度の周知や相談窓口の拡充を図ることで、市民及び相談支援機関の制度の理解を深め、権利擁護が必要な人の早期発見・早期支援につなげます。
- ・ 成年後見制度等の利用が必要な状況であるものの、家庭裁判所に審判請求をする親族等がない場合には、市長申立てにより、利用支援を行います。
- ・ 成年後見制度の改正が見込まれるため、国等の状況に注視し、各団体と情報共有し、新たな権利擁護支援体制を構築することにより、個人の権利や尊厳が適切に守られるよう取り組みます。
- ・ 認知症や知的障害等の理由により、判断能力が低下している方に対し、金銭管理を行う福祉サービス等を提供して、権利擁護に取り組みます。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	制度周知及び利用促進	<p>成年後見制度の必要性が高まる中、必要な人に支援が届く体制を整備するため、関係機関と連携し、制度の更なる周知を図ります。</p> <p>また、成年後見制度等の利用が必要であるものの、裁判所に審判の申し立てをする親族等がない場合には、市長申立てにより、利用を支援し、経済的困窮がある場合は、手続き費用や後見人等への報酬について助成を行います。</p>	地域共生推進課 高齢介護課 障害福祉課 生活援護課 社会福祉協議会
2	適切な支援内容を協議する機会の設定	<p>適切な支援内容について判断が難しいケースについては、家族・親族、ボランティア、医療・福祉の関係団体など、身近な支援と専門職が連携して制度利用の必要性や支援内容等について協議する機会を設定し、権利擁護が適</p>	地域共生推進課 社会福祉協議会

		切に図られるよう支援します。	
3	成年後見ネットワーク連絡会の活用	成年後見ネットワーク連絡会を活用し、市、社協、福祉の関係団体、法律・福祉の専門職団体と情報共有し、連携を強化しながら引き続き権利擁護支援に取り組みます。	地域共生推進課 社会福祉協議会
4	親族後見人等の支援・育成	親族が後見人等となっている家庭に対して、家庭裁判所への報告書類の作成を支援するなど、親族後見のサポートを行います。	地域共生推進課 社会福祉協議会
5	中核機関（成年後見利用支援センター）の充実	更なる権利擁護に向けて成年後見制度の仕組みが大きく変わることが見込まれるため、国等の状況に注視し、関係機関等と連携して新たな権利擁護支援体制を構築します。	地域共生推進課 高齢介護課 障害福祉課 生活援護課 社会福祉協議会
6	日常生活自立支援事業（秦野あんしんセンター）	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人の金銭管理や福祉サービスの利用支援に取り組みます。	社会福祉協議会

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	「秦野市成年後見利用支援センター」の延べ相談件数	1,057件	1,150件	1,250件	社会福祉協議会 地域共生推進課

(5) 安心な福祉サービスの提供

ア 施設等の円滑な利用の確保

現状と課題

- ・ 保育所等において、こどもをめぐる事故や不適切な保育事案等が発生していることから、保育の質の向上が求められています。
- ・ 保育、介護、障害福祉サービスが「量」から「質」への転換期を迎える中で、運営上の課題には人材の確保及び育成があり、特に保育分野では人材確保が喫緊の課題となっています。
- ・ 在宅での介護を継続して住み慣れた地域で生活し続けられるよう、介護に関する電話相談等を実施し、介護者の精神的な負担の軽減に努めています。

取組みの方向性

- ・ 市民が安心して利用できる福祉サービスの確保に向け、福祉サービス事業者、施設等が安定的で円滑な運営ができるよう、福祉サービスの担い手確保に向けた取組みを支援します。

主な取組み

	取組事項	内容	担当課
1	介護者支援の充実	介護者の相談窓口として、「介護者ほっとライン」を設置するとともに、介護に関する知識等を普及する「介護者セミナー」や介護者同士が交流する「介護者のつどい」を開催し、介護者の精神的負担の軽減を図ります。	高齢介護課
2	障害福祉人材育成等支援	「障害福祉事務所合同説明会&就職フェア」を開催し、人材確保に取り組むとともに、人材育成を目的とした各種研修を行い事業所職員の資質の向上を図ります。	障害福祉課
3	保育士の就労支援	市内の民間保育所等の必要な保育士を確保するため、「保育士等就労促進給	保育こども園課

		付金」の支給等により保育士の就労を支援します。また、私立保育園園長会との共催による就職相談会を開催し人材確保の機会を増やす取組みを推進します。	
--	--	---	--

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	就職相談会の開催回数	2回	3回	3回	保育こども園課

イ 指導監査等体制の強化

現状と課題

- ・ 市内には社会福祉法人が多くあり、介護サービス事業所等も近年増加していることから、指導監査を行う職員の知識や専門性の習得、指導力が求められています。

取組みの方向性

- ・ 市民が安心して質の高い福祉サービスを楽しむことができるよう、社会福祉法人への指導監査や介護サービス事業所の指定等を適切に行います。

主な取組み

	取組事項	内容	担当課
1	社会福祉法人への指導監査	社会福祉法人の指導監査を実施し、適正な事業運営、公益的な取組みが促進されるよう支援を行います。	地域共生推進課
2	介護サービス事業所への適切な指定・指導管理体制の強化	介護を必要とする高齢者とその家族が安心してサービスが利用できるよう、介護サービス事業所へ適切な指導や助言を行い、サービスの質の向上を図るとともに、県との連携を継続し、担当職員の知識や専門性、指導力の向上を図りなが	高齢介護課

		ら、運営指導や集団指導を実施します。	
3	保育所等への指導監査	保育所等の指導監査を実施し、適正な事業運営及び保育の質の確保・向上のため、指導、助言等を行います。	こども政策課
4	福祉サービス評価の推進	神奈川県が設置する「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」を活用し、事業者自らのサービスの向上を促進するため、第三者評価制度の普及啓発を図ります。	障害福祉課

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	介護サービス事業所の 集団指導講習への参加 率	91%	100%	100%	高齢介護課
2	介護サービス事業所の 運営指導件数	28件	25件	25件	高齢介護課
3	保育施設への現地調査 実施数	16回	17回	17回	こども政策 課

ウ 情報提供の充実

現状と課題

- ・ 福祉サービスやボランティアに関する情報が多く提供される一方で、情報過多になったり、市民にとって分かりづらい表現になっている場合もあるため、年齢層等のニーズにあわせた多様な媒体を用いた情報の発信が求められています。

取組みの方向性

- ・ 必要とする情報を分かりやすく、より簡単に入手できるよう「広報はだの」や市ホームページのほか、LINE（ライン）やX（エックス）などの多様な媒体を使って提供の仕方を工夫するとともに、情報を整理し、より分かりやすい表現を使うなど、充実を図り

ます。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	「広報はだの」・市ホームページ等を通じた福祉総合情報の充実	地域福祉や健康、子育て等に関する情報を総合的・体系的に提供するため、広報はだの、市のホームページ、SNS等の媒体を利用し、情報提供の充実を図ります。また、内容の充実だけでなく、見やすさ（文字、図表、イラスト）など、分かりやすく情報を伝えるための工夫を行います。	関係課
2	NPO法人・ボランティアの情報提供	市民活動サポートセンター及びボランティアセンターで、NPO法人やボランティア活動についての情報提供を行います。	市民活動支援課 社会福祉協議会
3	民生委員・児童委員との連携による情報提供	地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が取り組む日ごろの活動を通じて、福祉情報を提供します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
4	声の広報、点字広報、拡大版広報の発行	カラーユニバーサルデザイン(※)等に配慮し、読みやすい文字の大きさや紙面配置等を工夫し、視覚障害者を対象には、音声・点字・拡大版による「広報はだの」を発行します。 ※カラーユニバーサルデザイン：人間の色覚の多様性に対応し、より多くの人に利用しやすい配色を行った製品や施設・建築物、サービス、情報を提供するという考え方	広報広聴課
5	市刊行物におけるユニバーサルデザインフォントの導入促進	高齢者・障害者の生きがいに当たり、必要な情報を適切に提供できるよう、各課等で作製する刊行物等について、UDフォントの使用を原則とし、書	関係課

		体のみならず、文字数、レイアウト、使用する言葉など、様々な要素の工夫により、誰もがより読みやすいものになるよう取り組みます。	
--	--	--	--

2 地域共生社会の実現に向けた地域力の強化

～ 共に支えあう地域づくり ～

(1) 地域共生社会の啓発

ア 福祉教育の推進

現状と課題

- ・ こどもたちが互いに認めあい、尊重しあうことができる環境づくりは、全ての教育活動の土台となります。そのためには、人権意識の向上を目指し、福祉教育や道徳教育を学校の教育活動全体の中にしっかりと位置付け、こどもたちが「自分を大切にするとともに、他の人も大切にしようとする」態度が身につくよう、計画的に進めていくことが求められています。
- ・ 福祉教室がより効果的なプログラムとなるよう、こどもたちのニーズの把握に努め、限られた時間の中で、こどもたちの学びが深まるよう、実施内容について検討していくことが必要です。

取組みの方向性

- ・ 一人ひとりの人権を尊重する態度を育むことは、価値観が多様化するインクルーシブ社会において必要なものであることから、「自分を大切にするとともに他の人も大切にしようとする」人権教育や、「助け合いの心を育む」福祉教育について、一層の充実を図ります。
- ・ 個別の支援を必要とする児童生徒の増加と、多様化するこどもたちの教育ニーズに対応するため、合理的配慮を踏まえた「共に学び共に育つ」新たなインクルーシブ教育を推進し、個に応じた支援体制を充実し、関係機関との連携を図ります。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	福祉教育の実施	こどもたちが様々な人の違いに気づき、思いやり、共に生きる力を身につけることができるよう、全ての教育活動を通じて人権意識が向上するよう取り組み、地域と連	教育指導課 教育研究所 社会福祉協議会

		携した「助け合いの心を育てる教育」を推進します。	
2	支援教育（インクルーシブ教育）の推進【再掲】	大学生による学習支援の推進や通級指導教室を充実するなど、共に学び共に育つ環境を支える支援体制を構築し、学習活動の補助や安全確保、生活介護等を目的とした支援員を派遣します。また、教育支援教室、訪問型個別支援教室、デジタルを活用した新たな学びの場など、ニーズに応じた学びの場を充実し、不登校対策を推進します。さらに、国際理解教育コーディネーターによる巡回型日本語指導教室「ぷれは」の推進、日本語指導協力者の派遣、大学と連携して交流を行う異文化理解講座の拡充を行い、多文化共生社会の推進に取り組みます。	教育指導課 教育研究所

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	「助け合いの心を育てる教育」に関する集計値、全国学力・学習状況調査、児童生徒質問紙調査における「人が困っているときは、進んで助けていますか」という設問の集計値	89.4%	97%	98%	教育指導課 教育研究所
2	通常の学級に在籍する発達障害と思われる児童生徒のうち、通級指	33.2%	40%	50%	教育指導課 教育研究所

	導教室等支援を受けている児童生徒数の割合【再掲】				
3	不登校児童生徒に対して専門機関等と連携した支援が行われている割合【再掲】	59.5%	70%	80%	教育指導課 教育研究所

イ 相互理解の推進

現状と課題

- ・ 性別、年齢、国籍、障害の有無に関わらず、自分らしく安心して暮らしていくインクルーシブな社会の実現のために、お互いを理解し、尊重していく必要があります。

取組みの方向性

- ・ お互いの違いをそれぞれの個性として認め、支えあう意識を高めることができるよう、人権意識の啓発に取り組みます。
- ・ 認知症になっても自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する知識を普及し、理解の促進を図ることで、みんなで支えあう地域づくりを推進します。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	認知症への理解の促進	認知症高齢者にやさしい地域づくりを目指し、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症月間における普及啓発に取り組みます。	高齢介護課
2	福祉事業所合同説明会	障害児・障害者及びその保護者と地域の福祉事業所を結ぶ場として「障害福祉事務所合同説明会&就職フェア」を開催することで、福祉事業所の具体的な活動を理解できるよう支援し、障害者が就労しやすい環境づくりを推進します。	障害福祉課

3	こころのバリアフリーの普及啓発	障害者に対する「心の壁」を取り除き、障害者への理解が深まるよう普及啓発に取り組みます。	障害福祉課
4	ピア活動(※)の普及啓発	精神障害者に対する正しい理解と障害者福祉についての普及啓発のため、講演や体験発表など、地域の団体に向けた研修・啓発事業を実施します。 ※ピア活動：ピア(peer)とは「仲間」という意味です。同じ悩みや症状などの問題を抱え、同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験をもとに語りあい、共感等を行うことで支えあう取り組み。	障害福祉課
5	人権意識の普及啓発	互いの人権を尊重し、多様性を認めあうことの大切さについて理解を促す啓発活動や人権侵害に関する相談事業に取り組みます。	市民相談人権課
6	男女共同参画の意識啓発	全ての人の人権が尊重され、性別等に関わらず、誰もがあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会に対する理解と意識を深めるため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や性別による固定的な役割の解消など、男女共同参画意識の普及啓発に取り組みます。	市民相談人権課
7	地域の国際化推進	外国籍市民の日本語学習を支援する暮らしの日本語教室の実施や市民と外国籍市民との交流事業を行うことで、地域の国際化を推進します。	文化振興課

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	認知症サポーター養成 研修延べ受講者数	16,787人	20,500人	22,500人	高齢介護課
2	ピア活動の普及啓発事 業の実施回数	20回	20回	20回	障害福祉課
3	講演会に参加して人権 への理解が深まった人 の割合	97.3%	90%	90%	市民相談人 権課
4	「ワークライフ balan ス」という言葉を内容 も含めて知っている人 の割合	28%	34%	38%	市民相談人 権課
5	日本語教室の延べ参加 者数	510人	530人	550人	文化振興課
6	国際理解事業等の参加 者数	210人	250人	270人	文化振興課

(2) 社会参加・交流の促進

ア 生きがいや社会参加・交流の場づくり

現状と課題

- ・ 加速する少子化や核家族化、虐待や貧困、子育て世帯の孤立など、多様化することも取り巻く環境についての対応が求められています。
- ・ 生活基盤や生活スタイルの変化により、地域における人と人とのつながりが年々希薄化していますが、地域住民が抱える課題は年々複雑になり、社会的孤立やひきこもり等が社会問題になっています。
- ・ 障害のある人もない人も、地域で安心して生活できるよう、市民一人ひとりが障害について理解を深め、インクルーシブな社会を推進するとともに、相談支援体制と就労支援事業の充実を図ることで、障害者の社会進出や地域活動を支えていく必要があります。

- ・ こども食堂の運営や学習支援など、市民団体等によるこどもの居場所づくりが活発になっています。

取組みの方向性

- ・ 市民の地域福祉活動の拠点となる保健福祉センターについて、既存の役割に加えて子育て支援サービス機能を充実させるため、全てのこどもや子育て世帯にやさしい社会づくりに向けた利便性向上と機能の強化に取り組みます。
- ・ 住み慣れた地域で心身共に健康で暮らしていくためには、人と人との関わりが重要であることから、こどもから高齢者、障害者など、誰もが生き生きとした生活が送れるよう、身近な地域での交流や、社会参加が促進できるよう、引き続き取り組みます。
- ・ 高齢者の多様な生活スタイルにあわせ、生活支援コーディネーターを中心に地域の人と、様々な関係機関をネットワーク化し、地域ニーズや資源を把握するなど、新たな地域資源の創出を進めます。
- ・ 障害の有無に関わらず、誰もが活躍できる社会を目指し、障害者等の地域生活支援拠点「ぱれっと・はだの」における相談支援等の機能強化を図り、関係機関と連携した、包括的な支援に取り組みます。
- ・ こどもや若者の「生きる力」を育むため、市民団体等の多様な主体と連携・協働し、多様な遊びや体験の場を提供するとともに、誰もが集えるこどもの居場所づくりを推進します。
- ・ 市民の誰もが、生涯に渡って充実した人生を送ることができるよう、地域コミュニティの拠点である公民館において、生涯学習講座をはじめ、各公民館の自主事業など、様々な学習機会の場を提供し、多様な世代の交流や社会参加を促進します。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	保健福祉センターの機能強化と設備等の計画的な更新	市民の保健の充実並びに福祉の増進を図る地域の拠点として、関係団体の協力のもと、安全で快適な施設運営及び維持管理を行います。	地域共生推進課
2	生活困窮者等支援のための地域づくり事業	地域生活課題を抱える地域住民と地域とのつながりを適切に確保し、地域全体で支える基盤づくりを支援します。	地域共生推進課

3	参加支援事業	地域の社会資源などを活用し、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行い、社会とのつながりを作るための支援を行います。	地域共生推進課
4	生活支援体制整備事業	市内7か所の地域高齢者支援センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、各地区における課題や資源の把握に努め、関係機関のネットワークを構築します。また、関係機関との協議により、地域の課題とその解決に向けた検討を行います。	高齢介護課
5	高齢者の就労支援	働く意欲のある高齢者の豊かな経験と能力を生かした就業の機会を広げ、労働を通じて生きがいを感じ、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりに取り組みます。	高齢介護課
6	地域介護予防活動・住民主体の通いの場への支援	元気な高齢者が地域で活躍し、活動が自らの生きがいとなるよう、市民ボランティア団体、NPO法人等が運営する通所サービスや健康づくりなど、介護予防につながる取組みを支援します。	高齢介護課
7	「秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）」	障害者の地域生活拠点として、「秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）」の相談窓口の充実を図り、障害者が地域で安心して生活できるよう、相談・就労・地域活動支援を行います。	障害福祉課
8	社会参加促進事業	障害者の社会参加を促進するため、手話通訳者養成事業、点字広報等発行事業、精神保健福祉地域交流事業、プラススポーツフェスティバル等を実施します。	障害福祉課

9	農福連携マッチング等支援事業	障害者の活動の場の充実や農業分野での就労機会の確保を図るとともに、農業の担い手を確保するため、市と農協等が連携し、障害福祉サービス事業所と農家等のマッチング支援等に取り組みます。	障害福祉課 農業振興課 社会福祉協議会
10	こどもの居場所づくりへの運営支援	こども食堂や学習支援等の「こどもの居場所づくり」に取り組む市民団体が安定して継続的な運営ができるよう、運営費の一部を補助するとともに、活動場所の確保や活動の周知等による支援を行います。 また、こどもの居場所を運営する市民団体等との意見交換会を実施し、ニーズに応じた運営支援を推進します。	こども政策課
11	食料支援（フードドライブ・フードバンク）	生活困窮者支援等を支援するため食料等支援事業に取り組み、食料支援検討会議の実施等により、食料支援の充実や、より効果的なあり方等について、意見交換や情報共有を行います。	生活援護課 こども政策課 地域共生推進課 社会福祉協議会
12	コミュニティ保育推進事業【再掲】	保育士の助言を受けて活動する就園前のこどもを持つ保護者によるコミュニティ保育グループが、安定した活動を継続できるよう支援します。	こども政策課
13	地域子育て支援拠点事業（ぽけっと21等）【再掲】	就園前のこどもとその保護者が集い、子育てについての情報交換ができ、子育てに関する不安や悩みを子育てアドバイザーに相談等ができる場を提供します。	こども政策課
14	はだの生涯学習講座、公民館の	現代的・社会的・公共的課題など、社会を取り巻く環境の大きな変化に関連	生涯学習課

自主事業	<p>する、様々な分野における多様な学習機会を提供する「はだの生涯学習講座」を開催し、市民の知識好奇心を高める取り組みを行うとともに、市内 11 か所の公民館で、それぞれの地域の特色を生かした自主事業を展開し、多様な世代の交流・社会参加を促進します。</p>
------	---

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	保健福祉センター貸室の利用率	71.2%	74%	76%	地域共生推進課
2	秦野市医療・介護・地域資源検索サイト「なでしこ Link」に掲載する通いの場の数	157 か所	170 か所	190 か所	高齢介護課
3	住民主体の通いの場への参加高齢者数	8,714 人	8,800 人	8,800 人	高齢介護課
4	パラスポーツフェスティバルの参加者数	400 人	440 人	460 人	障害福祉課
5	障害者の一般就労移行者数	24 人	43 人	45 人	障害福祉課
6	こどもの居場所づくりに取り組む市民団体等との意見交換会の開催回数	4 回	2 回	2 回	こども政策課
7	コミュニティ保育グループ数【再掲】	8 グループ	7 グループ	7 グループ	こども政策課
8	地域子育て支援拠点数【再掲】	10 か所	10 か所	10 か所	こども政策課

9	公民館自主事業参加者数	39,401人	46,000人	49,200人	生涯学習課
---	-------------	---------	---------	---------	-------

イ 外出支援(移動支援)策の推進

現状と課題

- ・人口減少や少子高齢化等による公共交通利用者の減少、物流の2024年問題等の要因による全国的な運転士不足など、公共交通事業者を取り巻く環境は厳しさを増しており、地域公共交通ネットワークを確保・維持していくことが困難になっています。
- ・高齢化に伴う自動車運転免許証の返納等により、外出や買い物が困難になる高齢者の増加が見込まれ、外出が困難な高齢者、障害者等が外出するための移動手段の整備・充実が求められています。
- ・身体的な衰えや住環境等の問題により移動が困難となり、支援が必要な高齢者が増えています。
- ・公共交通機関の利用が難しい高齢者には、地域の支えあい等による多様な移動サービスについて検討する必要があります。

取組みの方向性

- ・地域住民や公共交通事業者等と協働・連携し、地域の実情や市民ニーズ等に即した持続可能な地域公共交通ネットワークの確保・維持に取り組めます。
- ・外出困難な高齢者・障害者等と、その家族の移動に係る負担軽減を図るため、福祉車両や車いすの貸出しを継続して行います。
- ・公共交通機関では対応が難しい地域や、公共交通機関の利用が困難な方の対応など、地域と共に課題を分析したうえで、多様なサービスについて検討を行います。
- ・移動支援を行うボランティアの養成を行うとともに、養成したボランティアが地域で活躍できるよう、移動支援を行う団体等の立ち上げ支援を行います。

主な取組み

	取組事項	内容	担当課
1	福祉有償運送制度の活用	介護を必要とする高齢者や障害者など、NPO法人等が原則としてドア・ツ	地域共生推進課

		ー・ドアで行う有償の移動支援サービスが、買い物、通院、レジャーなど、利用者にとって外出の機会への一助となるよう促進を図ります。	
2	地域支え合い型認定ドライバーの養成	地域の支えあい活動として、移動が困難な人を支援するボランティアや福祉有償運送の移送ドライバーを育成します。	高齢介護課
3	公共交通の整備	市民の移動手段確保のため、路線バスや乗合自動車等の運行支援に取り組みます。また、外出困難区域に住む地域住民や公共交通事業者等との協議の場を設け、地域の実情や市民需要等の把握に努めます。	交通住宅課
4	地域住民の支えあいによる移動支援	移動が困難な高齢者を対象に、買い物や通院の送迎を行うボランティア団体の新規立ち上げを支援するとともに、既に取り組みを始めた団体の活動範囲の拡大や新たな利用者及び担い手の確保に向け周知を強化します。	高齢介護課
5	福祉用具・車両等の貸出し	外出が困難な状況にある高齢者・障害者等を対象に、通院や買い物などに利用できる福祉車両や車いすを貸出し、外出を支援します。	社会福祉協議会

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	認定ドライバー養成研修の実施回数	2回	2回	2回	高齢介護課
2	乗合自動車が運行されている地区数	4地区	4地区	4地区	交通住宅課

ウ インクルーシブに対応した施設等の整備

現状と課題

- ・ 子育て世代や高齢者、障害者など、誰もが気軽に自由に外出し、より安全に快適に暮らし、社会参加できるまちづくりが必要です。
- ・ 学校施設においては、日ごろの学校生活や災害時の避難所の開設の際に、障害者、高齢者等の利用等に支障がないよう、環境を整備することが必要です。

取組みの方向性

- ・ 道路や学校など、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、誰もが安心して快適に暮らせるユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりを促進します。
- ・ 様々な人が生活するまちにおいて、誰もが安心して移動できるよう、道路の通行や、交通安全のルールやマナーが徹底されるよう普及啓発するとともに、困っているときには、互いに支えあおうとする配慮やゆずりあい、気遣いといった「心のバリアフリー」の醸成を推進します。
- ・ 様々な事情を抱える市民が円滑に移動できるよう、公共交通事業者に対して、乗り降りが容易なノンステップバスを導入できるよう支援・促進し、市民の誰もが安心して利用できる公共交通の環境整備に取り組みます。

主な取組み

	取組事項	内容	担当課
1	新築等を行う施設におけるバリアフリー化の促進	新築等を行う対象施設について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）及び「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」などにに基づき、協議を通じてバリアフリー化の促進に努めます。	建築指導課
2	学校施設バリアフリー化の一層の推進	障害のある児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、また、災害時には避難所として開設される学校施設が高齢者、障害者等の利用等に配慮できるよ	教育総務課

		う、学校施設のバリアフリー化に引き続き努めます。	
3	ノンステップバス導入事業	ノンステップバス車両購入費の一部を補助し、市民の日常の足となる路線バスの安定した運行の確保・維持に取り組みます。	交通住宅課
4	インクルーシブ遊具等の導入	障害の有無や年齢、体格、体力に関わらず、誰もが安心して遊具を使用できる環境を整備し、共に遊ぶ経験を通じてお互いを尊重し、協力や思いやりの心を育むことができるよう、インクルーシブ遊具の設置について検討します。	教育総務課 保育こども園課 公園課

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	ノンステップバスの導入率	61.1%	89.1%	100%	交通住宅課

(3) 地域福祉を担う人材の育成

現状と課題

- ・ 定年延長等による就労者の増加や共働き世帯の増加に伴い、地域福祉活動の担い手が不足し、自治会や民生委員・児童委員など地域福祉の担い手が高齢化し、新たな担い手の確保がますます困難になっています。
- ・ 地域福祉を担う人(支援者)は、困りごとを抱えた人の悩み等を聞くことにより精神的な負担が生じるため、支援者へのサポートも必要です。
- ・ お互いを認め、尊重しあうことができるよう、こどもの頃から「自分を大切にするとともに他の人も大切にしようとする」気持ちを育む取り組みが必要です。

取組みの方向性

- ・ 人権教育や福祉教育を行い、こどもたちが「助けあいの心」を育むことができるよう取

り組みます。

- ・ こどもやその保護者など、将来の地域福祉の担い手が育成できるよう、地域福祉活動に親しみを持てるような機会について検討します。
- ・ 市民が参加しやすいボランティア等に関する講座や体験の機会を提供することで、地域福祉活動に興味を持ってもらえるよう取り組みます。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	民生委員・児童委員の周知、活動支援	課題を抱える地域住民に気づき、市やその他の専門機関とつなぎ、見守る民生委員・児童委員の活動について、市民に正しく周知するとともに、負担軽減に取り組み、持続可能な活動を支援します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
2	認定ヘルパー及び生活援助従事者等の研修	要支援者等の訪問型サービスを担う認定ヘルパーや生活援助サービスを提供する生活援助従事者等の研修を実施し、介護の担い手やボランティアを育成します。	高齢介護課
3	地域支え合い型認定ドライバーの養成【再掲】	地域の支えあい活動として、移動が困難な人を支援するボランティアや福祉有償運送のドライバーを育成します。	高齢介護課
4	市民活動サポートセンターの活用	市民活動ボランティアの育成と支援に向け、「市民活動サポートセンター」の運営に取り組みます。	市民活動支援課
5	はだの市民活動団体連絡協議会（れんきょう）の運営	各団体の活性化や団体活動の推進に向け、環境保護、福祉、教育など、様々な分野で活動するボランティア団体（現在48団体）が横の連携をとりながら、活動を行えるよう支援します。	市民活動支援課
6	ゲートキーパーの養成	心に悩みを抱えている人に早期に気づき、行政窓口や相談支援機関への橋渡しを支援する「ゲートキーパー」の養成	健康づくり課

		を行います。	
7	ボランティアの養成	手話、点訳等の大人向け福祉講座や中高生向けのボランティア体験学習を実施し、地域福祉活動の担い手を育成します。	社会福祉協議会
8	福祉教育の実施【再掲】	全ての教育活動を通じて人権意識を向上させるように取り組み、地域と連携した「助け合いの心を育てる教育」を推進します。	教育指導課 教育研究所 社会福祉協議会

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	認定ドライバー養成研修の実施回数【再掲】	2回	2回	2回	高齢介護課
2	市民活動サポートセンター利用者数	1,818人	2,000人	2,000人	市民活動支援課
3	はだの市民活動団体連絡協議会の加盟団体数	47団体	50団体	50団体	市民活動支援課
4	市内で活動する認定NPO法人数	54団体	55団体	56団体	市民活動支援課
5	ゲートキーパー養成数	2,392人	2,672人	2,992人	健康づくり課
6	「助け合いの心を育てる教育」に関する集計値、全国学力・学習状況調査、児童生徒質問紙調査における「人が困っているときは、進んで助けていますか」という設問の集計値【再掲】	89.4%	97%	98%	教育指導課 教育研究所

(4) 地域における見守りの推進

ア 地域で見守る取組み

現状と課題

- ・ 少子高齢化や核家族化、生活スタイルの変化により、地域におけるつながりが希薄化し、身の回りで困っている方に気づきづらい環境があります。
- ・ 社会から孤立するなど、問題が深刻化することを防ぐため、早期に気づき、適切な関係機関の支援につなぐ必要があります。
- ・ 後期高齢者人口の急増に伴い、認知症の人が増加しているため、認知症に対する社会の正しい理解の促進や地域全体で支える仕組みづくりが必要です。
- ・ 誰もが気軽に集い、地域の情報を共有できる「まちの居場所」として、各地区に拠点の整備が求められていますが、条件に合致する物件が見つからない、運営する人員体制が整わないといった課題があります。また、整備に当たっては、こどもや若い世代の人など、全ての世代にとって、気軽に立ち寄れる多世代交流の場となるような工夫が必要です。

取組みの方向性

- ・ 民生委員・児童委員、青少年相談員、保護司、自治会、地域高齢者支援センター、ボランティアなど、多様な主体による地域の見守り活動が継続して取り組めるよう支援します。
- ・ 支援が必要であるにも関わらず、自ら支援を求めることが困難な人を早期に発見するため、見守りのネットワーク及びアウトリーチ活動を充実し、必要に応じて関係機関による支援、見守りにつなぎます。
- ・ 認知症になっても自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する知識の普及と理解の促進を図り、みんなで支えあう地域づくりを推進します。
- ・ かかりつけ医、地域高齢者支援センター、認知症地域支援推進員、キャラバン・メイト等の連携を強化し、地域資源を活用した高齢者等の見守り体制づくりを行います。
- ・ 誰もが気軽に立ち寄ることができ、地域で顔の見える関係性を築くことができる地域拠点に対する補助金を交付し、引き続き拠点の運営を支援します。
- ・ 地区社会福祉協議会や地域のサロン等の関係団体と積極的に連携し、地域住民の地域福祉活動に関するニーズの把握に努め、必要な支援等を行います。
- ・ 市内4箇所の地域拠点で「まちかど福祉相談室」を開設し、身近な地域で気軽に相談できる窓口を機能させて、相談者が必要とする支援等につなぎます。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	民生委員・児童委員による見守り活動	地域の身近な相談役として、こども、高齢者、障害者、ひとり親家庭、生活困窮者など多様な人からの相談を受け、相談内容に応じた関係機関につなぎます。	地域共生推進課 社会福祉協議会
2	地域見守り活動事業	新聞や郵便配達、宅配事業者、電気小売業者、商店街等と連携し民間事業者等の見守り活動を促進していきます。	地域共生推進課
3	ひとり暮らし高齢者等登録事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者や65歳以上のみの高齢世帯を対象に、本人の希望による登録を行い、高齢者を地域で見守る体制を推進します。	高齢介護課
4	ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業	栄養バランスのとれた食事を定期的に配達することで、日常の食生活に課題を持つ在宅ひとり暮らし高齢者等が健康で自立した生活を維持できるよう支援するとともに、サービスを通じて生活実態等を把握し、必要な支援につなげるよう取り組みます。	高齢介護課
5	介護者支援の充実【再掲】	介護者の相談窓口として、「介護者ほっとライン」を設置するとともに、介護に関する知識等を普及する「介護者セミナー」や、介護者同士が交流する「介護者のつどい」を開催し、介護者の精神的負担の軽減を図ります。	高齢介護課
6	認知症サポーター等の養成事業	認知症高齢者の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、認知症を正しく理解し、見守る「認知症サポーター」を養成します。 また、「認知症サポーター」を養成する	高齢介護課

		講座の講師となる「認知症キャラバン・メイト」を育成及び支援します。	
7	認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の専門職と各地域高齢者支援センターに配置する認知症地域支援推進員が連携を図り、認知症高齢者やその家族へ早期診断・早期対応に向けた支援を行います。	高齢介護課
8	認知症カフェ（オレンジカフェ）への支援	認知症やその家族など、誰もが気軽に集える「認知症カフェ」の運営経費の一部を助成し、参加者同士の交流や情報提供を促進して介護者の心理的負担の軽減を図ります。	高齢介護課
9	まちづくりや福祉の地区拠点の設置への支援	各地区まちづくり委員会や地区社会福祉協議会が行う拠点整備に対して補助金を交付し、活動の助言や支援を行います。	市民活動支援課 社会福祉協議会
10	青少年相談員による街頭巡回指導等	青少年の非行や犯罪防止のため、声かけ運動や街頭等のパトロールを行います。	こども育成課
11	ほほえみ収集	ごみや資物を収集場所まで出すことが困難な高齢者や障害者等の世帯を対象に、ごみの戸別収集を実施します。	環境資源対策課
12	商業活性化事業【招（商）福連携「はだの商人（あきんど）宅配サービス店紹介事業」】	買い物が困難な市民が、宅配や出張サービスを受けられるよう、市ホームページで「はだの商人（あきんど）宅配サービス店」を紹介し、市民の利便性の向上に取り組みます。	産業振興課

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	ひとり暮らし高齢者等 登録世帯数	6,080 世帯	6,600 世帯	7,200 世帯	高齢介護課
2	緊急通報システム利用 者数	360人	510人	610人	高齢介護課
3	認知症サポーター養成 研修の延べ受講者数【再 掲】	16,787人	20,500人	22,500人	高齢介護課
4	地域拠点の設置数	3か所	3か所	3か所	市民活動支 援課
5	青少年相談員数	72人	84人	84人	こども育成 課
6	招(商)福連携「はだの 商人(あきんど)宅配サ ービス店紹介事業」登録 店舗数	50件	60件	60件	産業振興課

イ 誰もが社会に参加できる取組み

現状と課題

- ・ 犯罪や非行を反省し、立ち直ろうと決意した人が円滑に社会復帰し、再び地域社会の一員として活躍できるよう支援することは、誰一人取り残さない、共に支えあう地域共生社会として必要な取組みです。
- ・ 犯罪や非行を反省し立ち直ろうと決意したものの、安定した仕事や住居が得られない、高齢で身寄りが無い、薬物やアルコール等への依存があるなど、様々な課題を抱え、地域社会で孤立している人がいます。

取組みの方向性

- ・ 犯罪等により不当に権利を侵害することがないよう、人権意識の普及啓発を行い、青

- 少年の非行や犯罪を防止のため、声かけ運動や街頭等のパトロールを行います。
- ・ 犯罪や非行からの立ち直りを決意した人を、再び受け入れる社会づくりへの理解を促進するため、関係機関や市民団体等と協働して啓発活動を推進します。
 - ・ 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、更生保護ボランティアの活動を支援します。
 - ・ 円滑な社会復帰を支えるため、一人ひとりが抱える課題に応じて、適切な行政サービスや相談窓口を提供します。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	人権意識の普及啓発【再掲】	互いの人権を尊重し、多様性を認めあうことの大切さについて理解を促す啓発活動や、人権侵害に関する相談事業に取り組みます。	市民相談人権課
2	青少年相談員による街頭巡回指導等【再掲】	青少年の非行や犯罪防止のため、声かけ運動や街頭等のパトロールを行います。	こども育成課
3	社会を明るくする運動の推進	「社会を明るくする運動」を行うことで、全ての国民がそれぞれの立場で力をあわせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを推進します。 また、保護司会や保護観察所とともに、罪や非行を犯してしまった人たちの再犯を防ぐため、社会的に孤立することなく更生できるよう、地域の理解が深まるような取組みを行います。	市民相談人権課
4	更生保護ボランティアの活動の支援	更生保護や犯罪の防止に携わる保護司会、更生保護女性会について、その活動を啓発し、支援します。	市民相談人権課

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	再犯防止・更生保護に関する広報の媒体数	6件	8件	8件	市民相談人権課

(5) 防災・減災に向けた取組みの強化

現状と課題

- ・ こどもや高齢者、障害者、難病患者等は、災害時に一人で避難することができないなど、周りの支援や配慮が必要になることがあります。
- ・ いつ発生してもおかしくない災害に備え、避難行動要支援者の安全な受入れ体制を整備していくことが必要です。

取組みの方向性

- ・ 市民の防災意識を高め、災害自助力を醸成するため、防災講演会を実施します。
- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進し、より実効性の高い計画となるよう、避難訓練の実施と計画の見直しに取り組みます。
- ・ 避難行動要支援者名簿を年2回更新し、適切に管理するとともに、日常的な見守りや関係の構築、名簿を活用した地域ごとの訓練の実施に取り組みます。
- ・ 災害時に、誰もが安心して避難生活を送ることができるよう、避難所の資機材整備に努めます。
- ・ 事業者との協働により、災害時に避難所等で集団避難生活が困難な方を受け入れる福祉避難所等の確保・拡充に取り組みます。

主な取組み

	取組事項	内容	担当課
1	防災講演会の実施	近年の気候変動により大規模災害発生リスクが高まっているため、災害時に各自が適切な避難行動がとれるよう、自治会や各種市民団体を対象に防	防災課

		災講演会を実施し、市民の災害自助力を醸成します。	
2	個別避難計画作成の推進	災害時の円滑な避難行動につながるよう、避難行動要支援者一人ひとりにあつた個別避難計画の作成を推進します。また、年2回、避難行動要支援者名簿の更新時に抽出する新規対象者に対して、個別避難計画の作成及び情報提供にかかる同意確認を実施するとともに、同意を得た対象者については、土砂災害警戒区域等の該当有無や要介護度、障害等級等から計画作成優先度決めを実施します。	高齢介護課 障害福祉課 防災課
3	避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練の実施	避難行動要支援者の安否確認を円滑かつ迅速に行えるよう、総合防災訓練時や自治会独自の訓練において、避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施するよう周知します。	高齢介護課 障害福祉課 防災課
4	福祉避難所の整備	福祉避難所における、障害等の特性に配慮した災害物資の配備など、避難所の生活環境の整備を図るとともに、福祉避難所の迅速かつ適切な運営のため、福祉避難所運営マニュアルの作成を進めます。また、福祉避難所の確保や新たな福祉避難所の拡充に向け、事業者への働きかけに努めます。	高齢介護課 障害福祉課
5	災害ボランティアセンターの設置	災害が発生し、市や防災関係機関だけでは対応が不可能な場合には市内外のボランティアによる救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受け入れ等を行う、災害ボランティアセンターの設置について社会福祉協議会	防災課 市民活動支援課 社会福祉協議会

		に要請し、円滑な活動につながるよう協働して取り組みます。また、防災に関する知識の普及、啓発に努め災害対策活動の推進を図ります。	
--	--	---	--

成果・活動量

	指標	現状値 (6年度)	中間値 (10年度)	目標値 (12年度)	担当課
1	防災講演会の実施回数 及び参加者数	66回 2,914人	40回 3,000人	40回 3,000人	防災課
2	個別避難計画作成優先 度決定割合	100%	100%	100%	高齢介護課 障害福祉課 防災課
	※災害危険区域等の状況と 介護認定等の状況とを勘案 して優先度をつけるもの	100%			
3	個別避難計画作成率	2.2%	60%	80%	高齢介護課
		2.12%			障害福祉課
4	訓練実施自治会数	0自治会	45自治会	55自治会	防災課
5	家具等転倒防止対策実 施件数	6件	10件	10件	防災課
6	災害時福祉避難所の協 定締結施設	13施設	14施設	15施設	高齢介護課
		11施設	11施設	12施設	障害福祉課
7	広域避難所へ派遣する 手話通訳者の登録者数	13人	12人	12人	障害福祉課

(6) 社会福祉法人等による公益的活動の促進

現状と課題

- ・ 近年多発する災害等の激甚化により、民間企業等から寄付が寄せられるなど「助けあい」への関心が高まっています。
- ・ 社会福祉法人は社会福祉法第 24 条の2において、「地域における公益的な取組を行

うよう努めなければならない」と規定され、地域住民の福祉ニーズに対応する活動を積極的に行うことが推奨されていることから、超高齢社会への対応など地域福祉の拠点として多様な取組みを展開していますが、地域における公的な取組みとして認識されていない状況もあります。

取組みの方向性

- ・ 社会福祉法人等の多様な取組みが地域共生社会の実現につながっているということが、市民をはじめ地域社会全体で再認識されています。
- ・ 地域の福祉ニーズに対応した公益的な活動が、さらに促進されるよう、地域や市、社会福祉協議会等との連携を強化して、社会福祉法人や福祉サービス事業者、NPO法人等に対して必要な支援を行います。
- ・ 地域での公益的な活動に積極的に携わることができなくても、寄付等を行うことで地域活動を支援することができることを周知し、公益的活動への理解が深まるよう取り組みます。

主な取組み

	取組事項	内 容	担当課
1	福祉寄付等の周知	寄付の趣旨とあわせて、広報紙などで活用事例の周知を図ります。	地域共生推進課
2	社会福祉法人による公益的活動の促進	地域における福祉ニーズを反映した公益的な取組みが行えるよう、社会福祉法人の公益的活動を支援します。	地域共生推進課 社会福祉協議会
3	はだの地域公益事業基金	基金を活用し、「たすけ合い給付金事業」や低所得者に対する法外ヘルパー派遣事業の利用料免除など、既存の制度では対応できない地域の福祉課題の解決に取り組みます。	社会福祉協議会

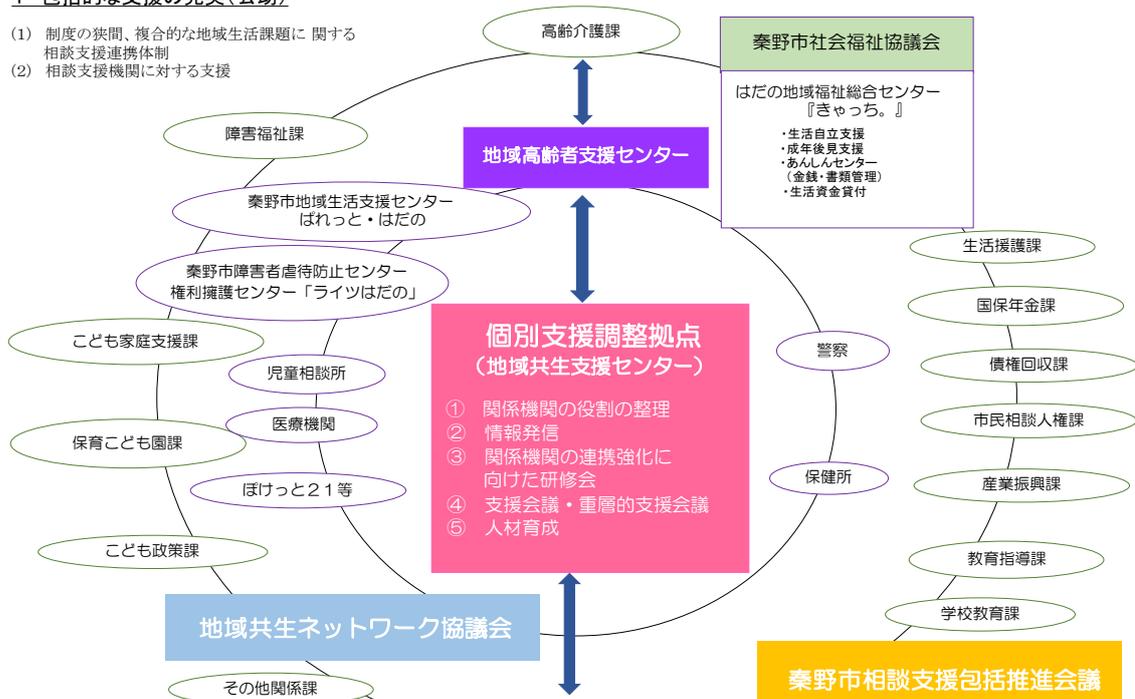
第6章 計画の推進体制

1 地域共生社会の実現に向けた体制

～地域で共に支えあい 全ての市民が自分らしく安心して暮らせるはだの～
地域共生社会の実現に向けた体制のイメージ

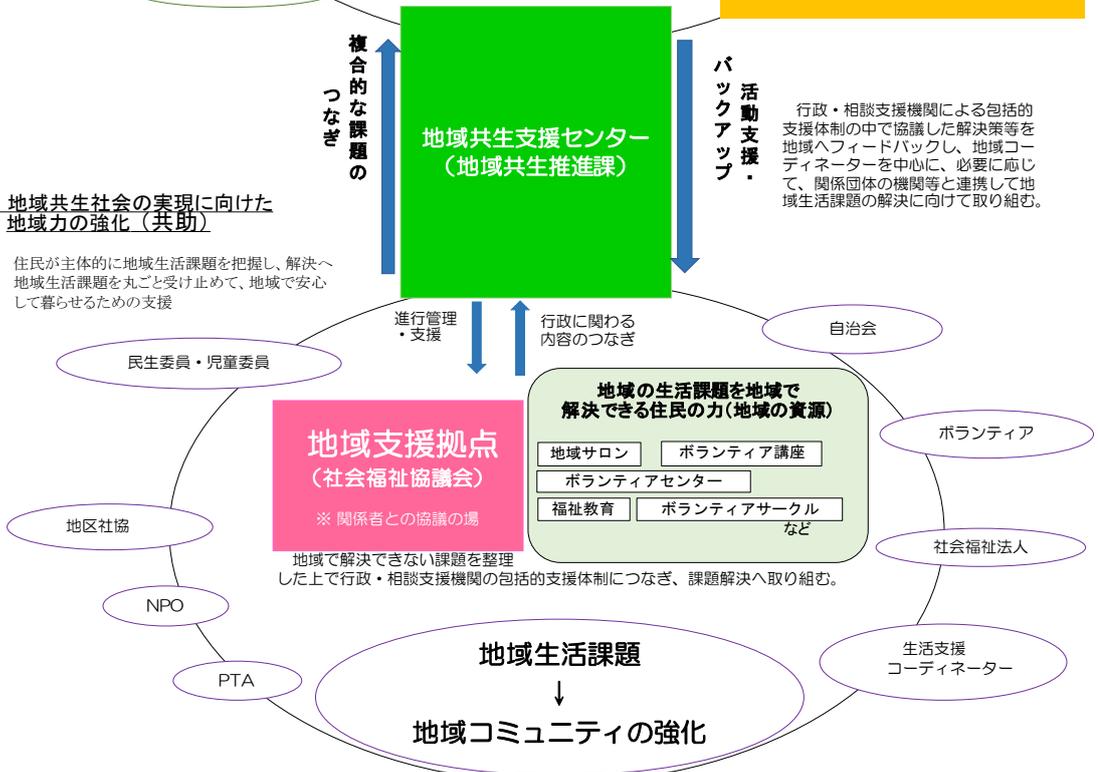
1 包括的な支援の充実(公助)

- (1) 制度の狭間、複合的な地域生活課題に関する相談支援連携体制
- (2) 相談支援機関に対する支援



2 地域共生社会の実現に向けた地域力の強化(共助)

- (1) 住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決へ
- (2) 地域生活課題を丸ごと受け止めて、地域で安心して暮らせるための支援

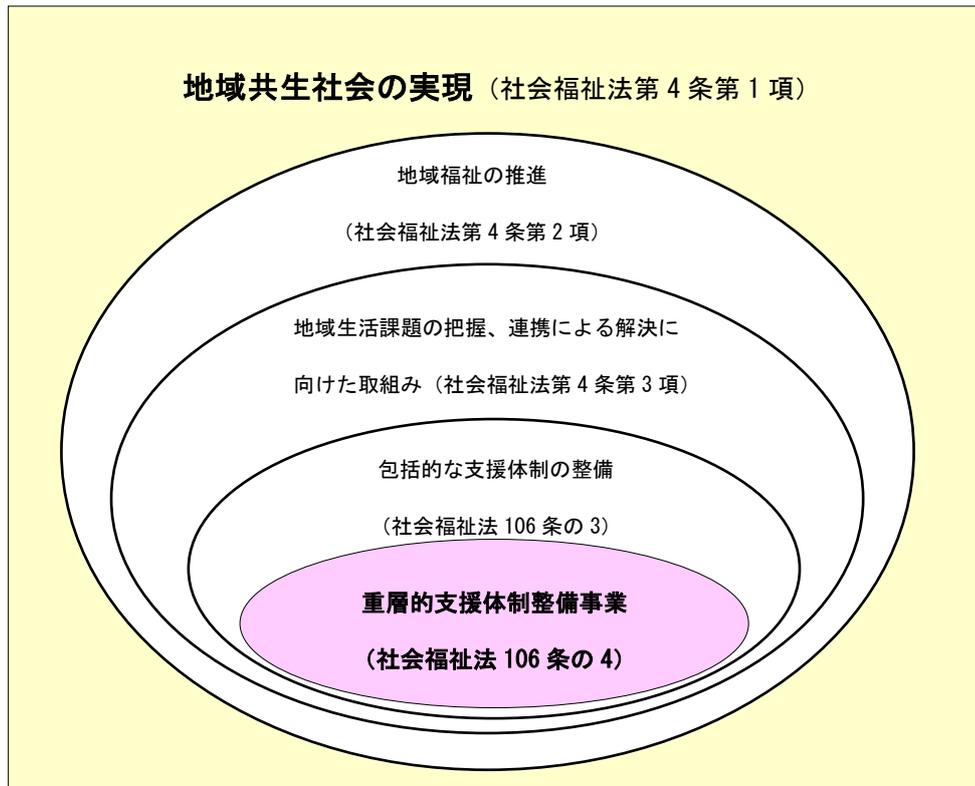


2 重層的支援体制整備事業

(1) 取組内容

市町村が地域における複合化・複雑化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を整備するための具体的手法として、令和3年4月に創設された制度で、本市では令和5年度から実施しています。分野ごとの相談支援体制を活かしつつ、地域共生支援センターがコーディネート機能を担い、関係機関との連携・協力により、包括的・重層的な支援に取り組みます。

《包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置付け》



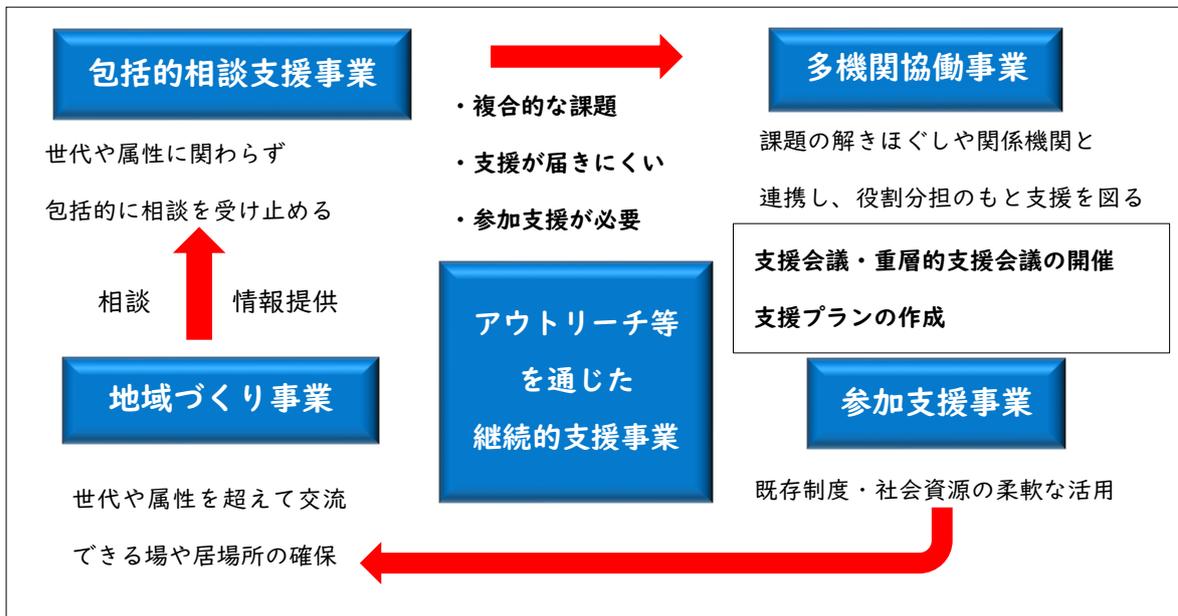
重層的支援体制整備事業は、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、一体的に展開することで、重層的なセーフティネットの構築を目指し実施するものです。

相談支援：本人・世帯の属性に関わらず受け止め、必要な機関につなぐ支援

参加支援：本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、社会とのつながりを回復する支援

地域づくりに向けた支援：地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

そして、これら3つの支援を効果的・円滑に実施するため、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施するものとされています。



支援会議

社会福祉法第106条の6に基づき、市町村が設置し、支援対象者の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有や役割分担が進まず、支援体制の検討を進めることができない場合に支援対象者に対する適切な支援を図るため、支援関係機関等を構成員として開催します。支援会議の出席者には、会議において知り得た全ての事項について守秘義務があります。

重層的支援会議

多機関協働事業者が開催し、市町村・支援関係機関や支援対象者本人等が参加のもと、支援プランの協議、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討などを行います。

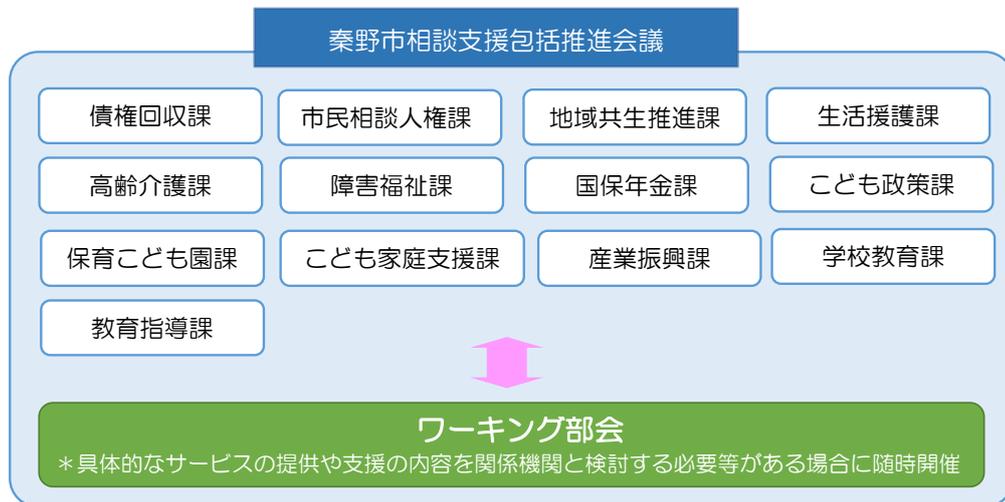
《評価指標の設定について》

重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業の多くは、福祉分野をはじめとした各個別計画において、各事業の具体的な目標や評価指標を設定しています。そのため、各個別計画における具体的な目標や評価指標をもって本計画における目標や評価指標としています。

(2) 包括的に支援する体制

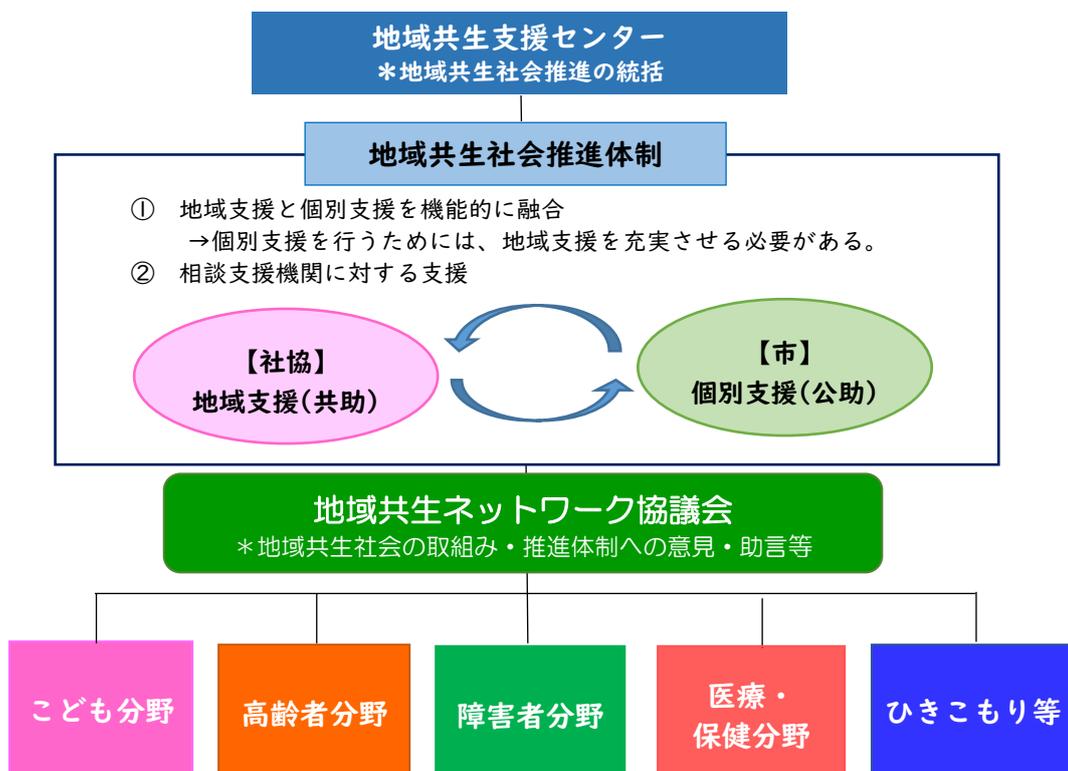
【秦野市相談支援包括推進会議】

秦野市相談支援包括推進会議は、福祉分野だけでなく、教育や就労、税金など、その他の分野を所管する部署と連携する庁内の横断的組織で、複合化・複雑化した地域生活課題に対し、必要な相談支援を包括的にを行います。



【地域共生ネットワーク協議会】

各分野の構成員から地域共生社会の取組み及び推進体制への意見又は助言等を求め、連携強化を図ります。



【複合的な地域生活課題の解決に向けた支援体制のイメージ】



調整困難ケース

地域共生支援センター

調整困難ケースの複合的な地域生活課題をときほぐし、必要に応じて、相談支援機関へ助言や相談者への同行訪問を行うなど、支援の総合調整をする。



※ 地域共生支援センターと相談支援機関が共に解決に向けて行動する。
⇒ 相談員支援力の向上



必要に応じて、
継続的な重層的支援

支援会議・重層的支援会議の開催
→ プラン実行 → モニタリング

多機関協働+参加支援+
アウトリーチ等を通じた継続的支援

相談支援機関による支援、福祉サービスの提供、地域資源の活用

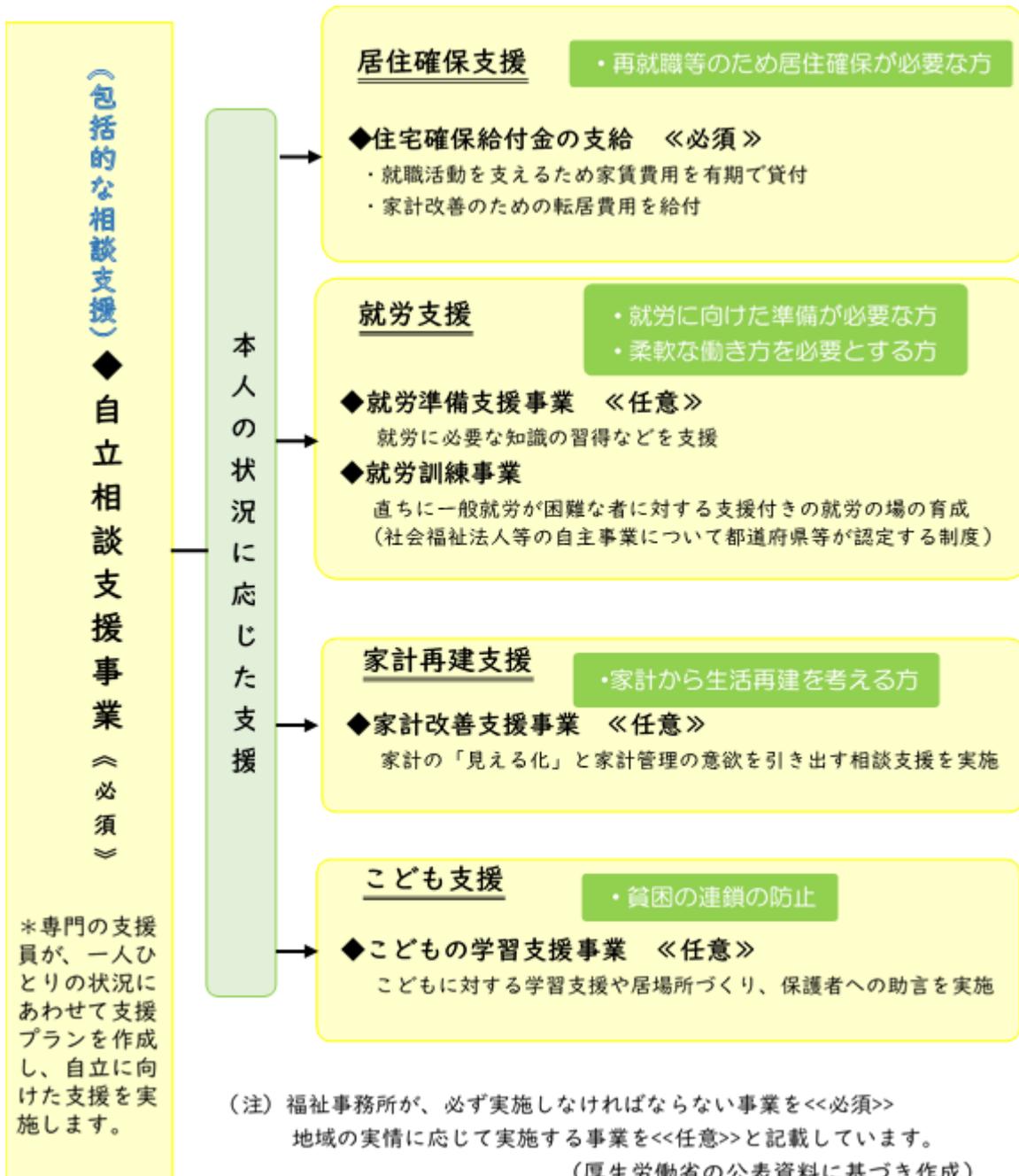
課題解決

【参加支援を行う際に活用可能な社会資源の例】

居場所の機能を備えた日常の暮らしの中の支えあい、コミュニティー(サークル活動)、社会福祉協議会の行う就労支援など、本人のニーズや特性にあった多様な場をマッチングする。

【生活困窮者自立支援制度】

生活困窮者自立支援制度は、多様で複合的な地域生活課題を抱えて、生活に困っている方に対し、包括的で継続的な支援を行いながら、自立の促進を図ることを目的としています。はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』（社会福祉協議会に委託）では、生活保護を受給する前の段階でなるべく早く、相談に応じ支援につなげていきます。



(3) 重層的支援体制整備事業として一体的に取り組む事業

区分	分野	事業名	担当課	内容		
包括的 相談 支援 事業	介護	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	高齢介護課	「 地域高齢者支援センター 」(7か所) 地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な相談を受け付けるほか、介護保険制度やその他の様々な生活支援サービスにつなげます。 [実施方式]委託		
		社会福祉法の事業根拠				
		第106条の4第2項第1号イ				
	障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	障害福祉課	「 地域生活支援センター『ばれっと・はだの』 」 障害者が地域で安心して自立した生活が送れるよう、相談支援、就労支援、地域活動支援などを行います。 [実施方式]委託		
		社会福祉法の事業根拠				
		第106条の4第2項第1号ロ				
	子ども	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	保育子ども園課	「 保育コンシェルジュ 」 就学前の子どもの預け先に関する相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育、ファミリーサポートセンターなどの保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行います。 [実施方式]直営		
					こども家庭支援課	「 こども家庭センター 」 すべての妊産婦や子ども、その家族が安心して子育てができるよう、包括的に切れ目のない相談支援を行う。 [実施方式]直営
		社会福祉法の事業根拠				
		第106条の4第2項第1号ハ				
		生活 困窮	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	生活援護課	「 〔生活困窮者自立相談支援事業〕はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』 」 生活困窮者の自立の促進を図るため、本人の状態に応じた包括的、継続的な相談支援を行います。 [実施方式]委託	
社会福祉法の事業根拠						
第106条の4第2項第1号ニ						
参加 支援	地域 共生	参加支援 ※地域資源と対象者との間を取り持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応	地域共生推進課	「 地域共生支援センター 」 地域の社会資源などを活用し、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行い、就労支援や居住支援などを提供するなど、社会とのつながりを作るための支援を行います。 [実施方式]直営		
		社会福祉法の事業根拠				
		第106条の4第2項第2号				

	分野	事業名	担当課	内容
地域づくり事業	介護	一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち厚生労働大臣が定めるもの(※) ※通いの場(一般介護予防活動支援事業)を想定	高齢介護課	「一般介護予防事業」 介護予防の普及に資する運動・栄養・口腔に係る教室等を開催し介護予防を推進します。また、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。 [実施方式]直営(一部補助)
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第3号イ		
	障害	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項5号)	高齢介護課	「生活支援体制整備事業」 多様な主体による様々なサービスの提供体制を構築し、地域の支えあいの体制づくりを推進します。 [実施方式]委託
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第3号ロ		
	子ども	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項9号)	障害福祉課	「地域活動支援センター事業(Ⅰ型・Ⅲ型)」 (2か所) 在宅障害者を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行います。 [実施方式]委託
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第3号ハ		
	生活困窮	地域子育て支援拠点事業 (児童福祉法第6条の3第6項、子ども・子育て支援法第59条第9号)	こども政策課	「ぼけっと21等」 (常設8か所、出張ひろば週1日) 就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる場を提供し、育児についての情報交換や子育てや家庭に関する不安や悩みに対し、子育てアドバイザーが相談・助言を行います。 [実施方式]委託
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第3号ニ		
多機関協働事業等	地域共生	地域における生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域共生推進課	「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」 共に支えあい、共に助けあえる共助の地域づくりを推進するため、地域生活課題を抱える地域住民と地域とのつながりを適切に確保し、地域全体で支える基盤づくりを支援します。 [実施方式]委託
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第3号		
多機関協働事業等	地域共生	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域共生推進課	「地域共生支援センター」 ひきこもり等狭間の課題や複合的な課題を抱えながらも支援が届いていない人に、必要な支援を届けるため、信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。 [実施方式]直営(一部委託)
		社会福祉法の事業根拠		
		第106条の4第2項第4号		
		多機関協働事業		
社会福祉法の事業根拠				
第106条の4第2項第5号				

【アウトリーチ事業一覧】

相 談	内 容	窓 口
子育て 相談	<p>○妊産婦・新生児（未熟児を含む）訪問指導事業</p> <p>主に出生連絡票の提出による情報を基に、原則第1子が誕生又は専門職の訪問が必要な家庭を対象とします。最長4か月児健康診査受診までの間、妊産婦及び新生児、未熟児を含む乳児のいる家庭に、助産師又は保健師が訪問します。</p> <p>日常生活全般における保健指導、相談等を行い、妊産婦の不安軽減や健康管理、産後の経過確認、新生児の健康状態を把握し、健全育成を促進します。市外に里帰り、あるいは市外から里帰りしている場合にも、自治体間で連携して実施します。</p> <p>出産後だけでなく、妊娠中に支援が必要な妊婦に、出産に向けた準備等のため、家庭訪問を実施します。</p>	こども 家庭 支援課
	<p>○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）</p> <p>生後4か月までの乳児のいる家庭（第2子以降で妊産婦・新生児訪問を実施しない家庭）を訪問し、子育てに関する不安や悩みを傾聴し、子育てに関する情報提供や助言、養育環境の把握を行います。</p> <p>※ 妊産婦・新生児訪問をした家庭については、こんにちは赤ちゃん訪問事業による訪問をしたものとみなしています。</p>	
	<p>○養育支援訪問事業</p> <p>養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職又はホームヘルパーが訪問し、専門的相談支援又は育児家事援助を行います。</p>	
障害児 への 療育 相談	<p>○居宅訪問型児童発達支援事業</p> <p>支援員が外出困難な重度障害児の居宅を訪問し、基本的な動作の指導や、知識技能等の支援を行います。</p>	障害 福祉課
	<p>○保育所等訪問支援事業</p> <p>支援員が幼稚園や保育園等を訪問し、障害児本人へのサポートや職員への助言を行います。</p>	

相 談	内 容	窓 口
教育 相談	<p>○スクールソーシャルワーク事業</p> <p>学校の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭に訪問し、さまざまな課題を抱えるこどもを取り巻く環境に働きかける支援を連携して行います。</p> <p>○訪問型個別支援事業</p> <p>様々な課題により、「学校に行きたくても行けない」「学校を休みがちになってしまった」児童・生徒を対象に、支援員が各家庭を訪問し、一人ひとりの特性に応じた活動と一緒にを行うことで、支援員との関係性を築きながら、コミュニケーション能力や社会性を身に付け、学校や新たな学びの場への復帰を目指します。児童・生徒、保護者等からの学校生活全般にわたる相談の窓口として内容に応じた関係機関と連携し、的確な助言や支援の橋渡しを行います。</p>	教育 指導課 教育 研究所
高齢者 世帯への 生活 支援	<p>○高齢者等訪問支援事業</p> <p>地域高齢者支援センターの職員が、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の自宅を訪問し、介護予防など個々の状況に応じた福祉サービスの提供につながるよう支援を行います。</p>	高齢 介護課 地域高齢 者支援セ ンター
複合的 な課題 を抱える 世帯 への 支援	<p>○複合的な課題を抱える世帯等訪問支援事業</p> <p>地域共生支援センターの職員が、相談支援機関と連携して、複合的な課題を抱える世帯を訪問し、現状の把握と世帯の状況に応じた支援を行います。</p>	地域共 生推進 課
生活困 窮世帯 への 生活 支援	<p>○生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>生活困窮者世帯からの相談に応じて、訪問や関係機関との連絡調整により現状を把握し、個々の抱える課題を整理して、生活の困りごとや不安などの解消に向けた支援を行います。</p>	生活 援護課 社会福祉 協議会
福祉の 相談	<p>○まちかど福祉相談室</p> <p>身近な地域で相談窓口を開設し、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人の把握や支援を行います。</p> <p>○出張相談</p> <p>金銭的・身体的な事情により来所できない人のために、必要に応じて自宅を訪問し、相談支援を行います。</p>	社会福 祉協議 会

【コーディネーター機能を担う相談員の配置一覧】

相 談	内 容	相談窓口
複合的な課題	<p>○地域共生支援センター職員</p> <p>地域共生支援センターに配置され、解決困難な、分野をまたがる複合的な課題について、相談支援機関と連携・協力して、支援を総合調整します。</p>	地域共生推進課
高齢者	<p>○地域高齢者支援センター職員</p> <p>高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族からの様々な課題の相談について、関係機関と連携・協力して、支援します。</p> <p>○生活支援コーディネーター</p> <p>第1層（市域全体）生活支援コーディネーターを市職員が担い、第2層（中学校区）生活支援コーディネーターを市内7か所の地域高齢者支援センターに配置し、高齢者の生活支援に係る地域ニーズや地域資源の把握を行い、地域の様々な活動につなげて、よりよいまちづくりを支援します。</p>	高齢介護課
認知症	<p>○認知症地域支援推進員</p> <p>市内7か所の地域高齢者支援センターに配置され、認知症の人やその家族への相談支援を行い、必要なサービスが提供されるための関係機関との調整をします。</p>	
障害児・障害者	<p>○医療的ケア児等コーディネーター</p> <p>医療的ケア児等に対する関連分野の支援を関係機関と連携して調整します。</p>	障害福祉課
ひとり親	<p>○母子・父子自立支援員</p> <p>ひとり親家庭等の保護者を対象に、各種手当、給付、支援制度の案内や相談に応じます。</p>	こども政策課

相 談	内 容	相談窓口
出産・子育て	<p>○母子保健コーディネーター</p> <p>妊産婦が安心して、出産、子育てに臨めるよう、妊娠届出時から妊婦の健康状態や支援者状況を把握し、妊婦とその家族が抱える不安や悩みに対応します。妊婦本人の意思を確認したうえで、保健師、助産師、管理栄養士及び関係機関との連携により、包括的・継続的支援を行います。</p>	こども家庭支援課
教育・保育施設等の利用	<p>○保育コンシェルジュ</p> <p>教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。</p>	保育こども園課
こども・教育	<p>○スクールソーシャルワーカー（SSW）</p> <p>社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。</p>	教育指導課 教育研究所
	<p>○教育支援教室「いずみ」専門相談員</p> <p>教育支援教室に臨床心理士・学校心理士等の心理の専門相談員をコーディネーターとして配置し、専門的な知見から、学校や関係機関と連携して児童生徒や保護者への支援を行います。</p>	教育研究所

3 社会福祉協議会との連携

地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会と、より一層の連携を行い、一体的に施策を推進していきます。

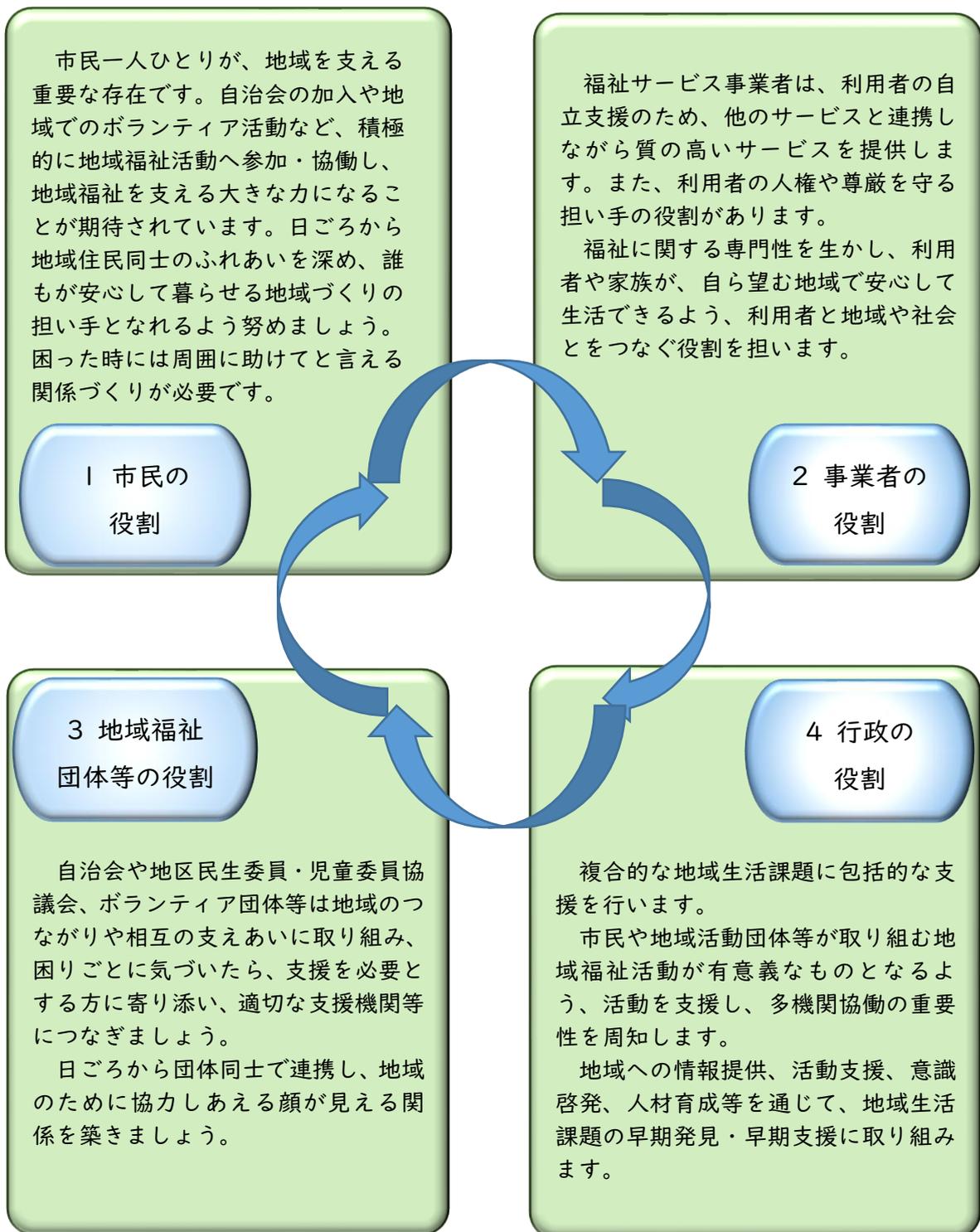
また、秦野市社会福祉協議会では、共通理念のもと地域活動を具現化するため、「第6期秦野市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定しています。

市・社会福祉協議会が共通理念のもとで両輪となり、相互に連携して地域共生社会の実現を目指します。



4 市民・地域団体・サービス事業者との連携

本計画の基本理念である「地域で共に支えあい 全ての市民が自分らしく安心して暮らせるはだの」を目指し、市民、地域活動団体・事業者、社会福祉協議会、市がそれぞれの分野において、互いに連携し、協働しながら、計画の実現に向けて取り組みます。



【自助・共助・公助のイメージ】

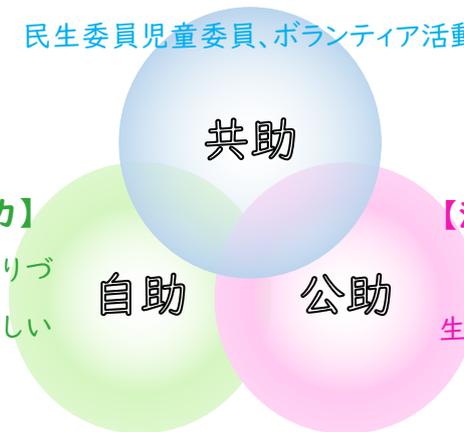
誰一人取り残さない地域共生社会の実現のためには、自助（一人ひとりの生きる力）・共助（地域のつながり）・公助（公的制度による支え）の3つが互いに循環し、重なりあうことが大切です。

【互いに助けあえる地域のつながり】

地域における見守り、自治会、
民生委員児童委員、ボランティア活動など

【自分らしく生きていく力】

健康管理、人とのつながりづくり、困った時に助けて欲しいと言えること



【法律や制度に基づく

行政機関による支援】
生活困窮支援、障害福祉など

4 進行管理

誰一人取り残さない地域共生社会の実現のため、一人ひとりの実情に寄り添ったきめ細やかな取組みが必要とされます。各施策の取組状況について、指標等を参考として、点検、把握、結果の考察を定期的に行い、その後の対策や計画の見直しに反映させます。このようなPDCA（Plan Do Check Act）サイクルを繰り返しながら、地域福祉計画の着実な推進を図ります。



I 計画の策定経過

	開催日	名称等	内容
令和6年度	5月20日	第1回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	秦野市における成年後見ニーズ調査の実施について
	5月27日	第1回秦野市相談支援包括推進会議	計画策定スケジュール等について
	7月上旬 ～8月下旬	秦野市における成年後見制度ニーズ調査	
	8月中旬～ 10月4日	地域福祉に関するアンケート	
	11月13日	第2回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	秦野市における成年後見制度ニーズ調査結果について
	1月29日	第3回秦野市相談支援包括推進会議	地域福祉に関するアンケート結果報告について
	1月26日 ～2月5日	地域共生社会の実現に関するWebアンケート	
令和7年度	5月27日	第1回秦野市相談支援包括推進会議	第5期秦野市地域福祉計画骨子(案)について
	5月29日	第1回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	第5期秦野市地域福祉の策定について
	6月20日 ～6月27日	地域共生社会の実現に関するWebアンケート	
	10月21日	第2回秦野市相談支援包括推進会議	計画素案について
	10月23日	第1回秦野市社会福祉審議会	計画素案の検討
	11月21日	第2回秦野市成年後見ネットワーク連絡会	計画素案について
	11月19日 ～12月18日	パブリック・コメント	

	1月	第2回秦野市社会福祉審議会	パブリック・コメントの結果報告、計画案の諮問
		第3回秦野市社会福祉審議会	計画案の答申

2 計画策定の体制

(1) 秦野市社会福祉審議会

役職	団 体	分野
会長	秦野市社会福祉協議会	福祉全般
副会長	秦野伊勢原医師会	健康・医療
	神奈川県平塚社会福祉事務所秦野センター	健康・医療
	秦野市介護保険事業者連絡協議会	高齢
	秦野市民生委員児童委員協議会	福祉全般
	秦野市手をつなぐ育成会	障害
	秦野市私立保育園園長会	児童
	社会福祉法人かながわ共同会	障害
	埼玉県立大学(保健医療福祉学部健康開発学科健康情報学専攻教授)及び東海大学(健康学部健康マネジメント学科非常勤講師)	福祉全般
	神奈川県平塚児童相談所	児童
	秦野市ボランティア連絡会	ボランティア団体
	はだの市民活動団体連絡協議会	ボランティア団体
	秦野市母子寡婦福祉会	母子・女性団体
	秦野市人権擁護委員会	人権擁護
	秦野市自治会連合会	地域団体
	NPO法人こどもと生活文化協会	生活困窮

事務局：地域共生推進課

(2) 秦野市相談支援包括推進会議

構成課（6部13課）	
総務部	債権回収課
くらし安心部	市民相談人権課
福祉部	地域共生推進課、生活援護課、高齢介護課、障害福祉課、 国保年金課
こども健康部	こども政策課、保育こども園課、こども家庭支援課
環境産業部	産業振興課
教育部	学校教育課、教育指導課

事務局：地域共生推進課

(3) 秦野市成年後見ネットワーク連絡会

団体・職名
神奈川県弁護士会 秦野駅前法律事務所弁護士
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部 司法書士
公益社団法人神奈川県社会福祉会ぱあとなあ神奈川 地区コーディネーター
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部小田原西地区 秦野統括行政書士
NPO法人総合福祉サポートセンターはだの 成年後見班担当課長
特定非営利活動法人NPO成年後見おおね 理事
一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構 秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの） 支援強化担当課長
秦野市地域高齢者支援センター（7か所）
秦野市福祉部（地域共生推進課、生活援護課、高齢介護課、障害福祉課）
社会福祉法人かながわ共同会
秦野市社会福祉協議会（秦野あんしんセンター）

事務局：はだの地域総合相談センター『きゃっち。』（秦野市社会福祉協議会）